

昭和61年度 日本体育協会スポーツ科学研究報告

No.X スポーツの指導者養成に関する社会学的研究

財団法人 日本体育協会

スポーツ科学委員会



# 昭和61年度 日本体育協会スポーツ科学研究報告

## No.X スポーツの指導者養成に関する社会学的研究

**報 告 者** (財)日本体育協会研究プロジェクトチーム  
スポーツの指導者養成に関する社会学的研究班

**班 長** 条 野 豊<sup>1)</sup>

**班 員** 荒 井 貞 光<sup>2)</sup> 永 島 憲 正<sup>3)</sup> 佐 伯 聰 夫<sup>1)</sup>  
嘉 戸 脩<sup>3)</sup> 厨 義 弘<sup>4)</sup>

**担当研究員** 雨 宮 輝 也<sup>5)</sup>

### 研 究 概 要

#### 条 野 豊

この研究の主なねらいは、日本体育協会が実施しているスポーツ指導者養成事業（スポーツ指導員、コーチ、上級コーチ）の現状と問題点及びその社会的効果などについて明らかにし、今後の指導者養成に関する基礎資料を得ることである。

従って、研究の主な内容は、大きく分けて次の3つからなっている。

1. 日本体育協会スポーツ指導者養成制度の資格取得の問題点とその社会的効果に関する研究特に、資格取得者の個人的特性、資格取得の経緯、資格取得のカリキュラムの受けとめ方、資格取得後の指導活動、資格取得の有効性などについて。

2. 日本体育協会における各種目協会の指導者養成制度の現状と体協指導者養成制度との関連性及びその問題点について一特に、体協指導者養成とタイアップ型の種目協会と独自路線型の種目協会に分けて、その歴史的経緯、実施内容、研究会への参加義務規定など。

3. 地方自治体におけるスポーツ指導者の養成制度と日本体育協会のスポーツ指導者養成制度との関連性とこれらの指導者の指導意識や指導活動の実態などについて。

これら3つの研究班の調査結果は次の通りである。

1)筑波大学 2)広島大学 3)東京学芸大学 4)福岡教育大学

5)日本体育協会スポーツ

# その1. スポーツ指導者養成制度の資格取得の問題点とその効果に関する調査研究

報告者 余野 豊・荒井貞光

研究協力者 仲澤 真<sup>1)</sup>・平川澄子<sup>2)</sup>

## I. 調査のねらい・内容・対象・方法

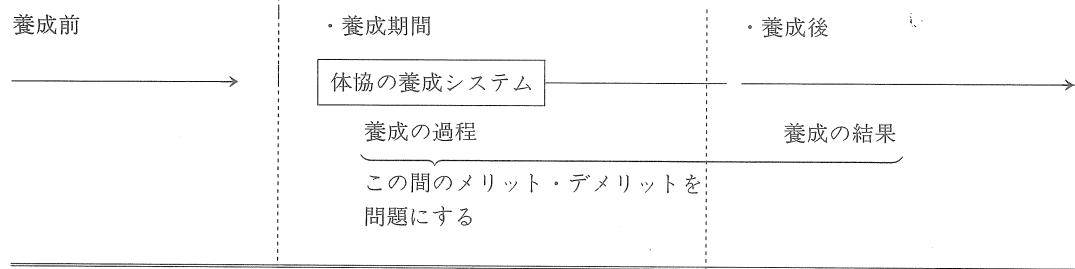
### 1 調査のねらい

本調査は、現在、日本体育協会が行っているスポーツ指導者の養成システムに関して、①その養成システムによる資格取得の効果を明らかにすること、また②その養成システム自身の評価、を主な目的とする。

そして、それらと関連して③公認指導者の指導活動の現状の把握、④体育・スポーツにかかる今日的問題への意識調査、などを行い日本体育協会の指導者養成システムの過程と結果を明らかにする基礎資料を得ることを目的とする。

### 2 分析の枠組みと主な調査内容

#### <分析の枠組>



#### <主な調査内容>

①資格取得のいきさつ ②資格取得の経費 ③資格取得経費の出所 など	①カリキュラムの理解度・難易度 ②養成期間の妥当性 ③養成経費の妥当性 など	①カリキュラムの有効度 ②資格の効用性 ③活動の現状 ・活動の対象 競技水準・年齢 ・活動の内容 頻度・パターン ・周囲の理解 ④意識調査 ・文部省認定化へ ・体協スポーツ憲章 ・体罰問題 ・スポーツ選手の優遇措置 など
(注) フェイスシート		
・性 ・年齢 ・職業 ・スポーツキャリア	・保有資格 ・居住地域 ・指導キャリア など	など

1)帝京大学 2)筑波大学

### 3 調査の対象

日本体育協会が認定した上級コーチ1,446名・コーチ1,866名・スポーツ指導員25,684名、計28,996名（昭和61年4月1日現在）のうち、上級コーチは10競技団体から無作為に $\frac{1}{2}$ 、コーチは14競技団体から無作為に $\frac{1}{2}$ 、スポーツ指導員は15競技団体から無作為に $\frac{1}{6}$ 、総計3,584名を抽出し、調査対象とした。（III-A-5参照）

### 4 調査方法

日本体育協会に集録されている認定者名簿により郵送法を用いた。

### 5 調査の時期

調査期間は昭和61年10月10日から10月31日までの3週間である。

## II. 調査票の配布と回収状況

調査票は上級コーチ452票、コーチ691票、スポーツ指導員2,441票、計3,584票を配布した。そして各々その回収率は上級コーチ63.9%、コーチ64.7%、スポーツ指導員48.6%（総合で53.6%）であ

表1 回収調査票の内訳

	上級 コ ー チ	コ ー チ	ス ポ ー ツ 指 導 員	計
バレー ボール	76	46	422	548
テニス	0	3	84	90
体操	25	9	45	81
水泳	9	23	57	90
サッカー	80	27	54	163
空手	17	37	71	126
陸上競技	20	109	51	181
なぎなた	13	15	52	80
剣道	0	0	56	56
バスケットボール	9	6	38	54
柔道	0	58	33	92
弓道	1	19	36	59
スキーアクション	1	18	21	40
ラグビー	14	32	13	60
ハンドボール	12	24	11	47
不明	12	21	141	174
総計	1921			
回収率%	53.6%			

総計 1921  
回収率% 53.6%

った。尚、回収調査票の種目別・保有資格別の内訳は以下のとおりである。

## III. 調査結果の概要

### A 資格取得者の個人的属性

#### 1. 性

被調査者全体では男性が8割強、女性が2割弱であったが、コーチ・上級コーチには男性の占める割合が特に高く（どちらも93%以上）、スポーツ指導員は76%程度であった。（表2参照）

#### 2. 年齢

コーチ・上級コーチ・スポーツ指導員ともに30代、40代で7割を占めている。（表2参照）

#### 3. 職業

コーチ・上級コーチともに教員がその中心を占め（6割強）、その他は公社・公務員と会社員である。スポーツ指導員は職業が分散している傾向がある。（表2参照）

#### 4. スポーツキャリア

コーチ・上級コーチは県大会レベル以上で占められ、上級コーチの方が国際レベルにあった人が多い。スポーツ指導員は県大会レベル以上が8割、その他はそのレベル以下に分散している。（表3参照）

#### 5. スポーツ種目名

上級コーチはバレー ボール、体操、水泳、サッカー、空手、陸上競技、なぎなた、バスケットボール、ラグビー、ハンドボールの10種目、コーチはバレー ボール、テニス、体操、水泳、サッカー、空手、陸上競技、なぎなた、バスケットボール、柔道、弓道、スキー、ラグビー、ハンドボールの14種目、スポーツ指導員は、バレー ボール、テニス、体操、水泳、サッカー、空手、陸上競技、なぎなた、剣道、バスケットボール、柔道、弓道、スキー、ラグビー、ハンドボールの15種目の競技団体から抽出されているが、認定数で最も多いバレー ボールがサンプル数の中でも多い。（表1参照）

#### 6. 保有資格

被調査者の保有資格の内訳はコーチ23%、上級コーチ15%、スポーツ指導員61%であった。（その他1%）

## 7. 上記以外の保有資格

上記以外の保有資格の主なものは公認審判員で、コーチ・上級コーチは7割強、スポーツ指導員は約半数がその資格を有していた。

## 8. 指導場面での役割について

コーチ・上級コーチは直接的指導が8割弱、直接と間接の両方が15%であり、スポーツ指導員は直接が6割、両方が3割であった。(表3参照)

## 9. 居住地域タイプについて

コーチ・上級コーチは6大都市タイプと県庁所

在地タイプで6割を占め、市まで含めればほぼ9割になるが、スポーツ指導員は6大都市タイプと県庁所在地タイプを合わせても3割であり、地方に分散している傾向があった。(表4参照)

## 10. 指導活動の期間について

指導歴15年以上では、上級コーチが7割、コーチが6割、スポーツ指導員は3割であり、指導歴10年以上でみると、上級コーチは9割、コーチは8割、スポーツ指導員は5割であった。(表4参照)

表2 資格取得者の性・年齢・職業構成

	回答数	性		年齢					
		男	女	20～25才	26～29才	30才代	40才代	50才代	60才代以上
全　　体	1941	82.7	17.3	3.1	6.3	36.3	33.6	15.0	5.7
コ　　一　　チ	447	93.1	6.9	—	4.0	42.1	34.9	13.6	5.4
上級コ　　一　　チ	289	93.4	6.6	—	1.0	30.8	43.3	18.0	6.9
ス　　ポ　　ル　　ツ　　指　　導　　員	1185	76.0	24.0	5.1	8.5	35.6	30.5	14.9	5.3

職業									
教員	公社・公務員	会社員	会社 団体役員	その他	農林漁業	自由業	主婦	無職	無回答
34.2	17.9	19.7	5.3	5.4	1.0	5.3	9.1	1.8	0.5
62.0	11.0	9.4	5.8	3.6	—	4.7	2.0	1.1	0.4
64.7	6.6	14.5	5.5	3.1	0.3	1.7	1.7	1.4	0.3
16.0	23.5	24.8	5.1	6.4	1.6	6.4	13.6	2.1	0.5

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表3 資格取得者のスポーツキャリア・指導場面での役割

回 答 数		スポーツキャリア						指導場面での役割			
		国際大会	全国大会	県大会	市町村大会	出場しない	無回答	直指導的な者	間接的な役	1方もどいのどちらの両とい	無回答
全　　体	1941	5.5	49.1	32.9	7.5	4.6	0.3	67.9	10.9	20.7	0.5
コ　　一　　チ	447	11.0	74.7	11.2	1.1	1.6	0.4	79.6	3.8	15.9	0.7
上級コ　　一　　チ	289	15.2	69.6	11.4	—	3.8	—	78.2	5.9	15.9	—
ス　　ポ　　ル　　ツ　　指　　導　　員	1185	0.8	34.5	46.5	11.9	6.0	0.3	61.1	14.7	23.6	0.6

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表4 資格取得者の居住地域のタイプ・指導活動の期間について

	回答数	居住地域のタイプ					活動期間				
		6大都市	6以外在都県都市	1市を除いての記した町を全除で	5年未満	5~10年未満	10~15年未満	15年以上	無回答		
全体	1941	20.3	21.1	32.4	24.3	2.0	12.9	22.0	21.9	42.5	0.6
コーチ	447	26.8	34.2	28.0	10.1	0.9	3.6	13.0	22.8	60.4	0.2
上級コーチ	289	33.9	29.4	28.0	5.9	2.8	3.1	8.0	18.3	70.6	—
スポーツ指導員	1185	14.4	14.1	35.4	34.0	2.1	19.0	28.8	22.8	28.5	0.9

小数点を持つ数字は百分率を表わす

## B 体協指導資格取得経緯について

### 1. 資格取得理由

コーチ・上級コーチは種目協会の依頼で取得する場合が多く、それは6割くらいである。次いで自分で思い立つ場合が3割くらいである。

### 2. 資格取得経費

コーチ・上級コーチは5万円以上10万円以下を最頻値に、様々であるが、スポーツ指導員は3万

円未満が7割を越えている。特に、上級コーチでは、15万円以上が24%いることが特筆される。(表5参照)

### 3. 資格取得費用の援助について

コーチ・上級コーチでは全額自己負担が5割強、次いで競技団体の一部援助と続いている。スポーツ指導員では全額自己負担が7割強、次いで県体協・教育委員会一部援助と続いている。(表5参照)

表5 資格取得の理由・経費・経費の援助の有無について

	回答数	資格取得理由					資格取得費用の援助について					
		自分で分りたてつて思つた	種目協会依頼	地元協会依頼	職場依頼	その他	無回答	3万円未満	3.5万円未満	5万円未満	10万円未満	15万円以上
全体	1941	38.4	43.1	11.6	2.4	4.3	0.3	51.8	17.1	14.5	7.3	8.4
コーチ	447	30.9	61.7	3.6	2.0	1.8	—	17.2	20.6	28.9	17.2	15.9
上級コーチ	289	36.0	56.1	2.1	3.1	2.4	0.3	17.3	13.1	26.3	17.6	24.2
スポーツ指導員	1185	42.0	32.4	17.2	2.4	5.7	0.3	73.2	16.7	6.2	1.1	1.6

資格取得費用の援助について							
自己負担額	競技団体援助	競技部援助	県教全体育額	県教一体育部委員会援助	企業全額助	企業一部助	その他
65.1	2.8	15.0	2.5	8.3	2.2	1.1	2.9
52.1	3.6	28.2	1.3	7.6	2.5	1.6	3.1
55.4	4.5	23.5	—	1.7	6.9	3.5	4.2
72.5	1.9	8.0	3.6	10.2	0.9	0.3	2.4

小数点を持つ数字は百分率を表わす

## C 資格取得期間中のカリキュラムの内容・時間・経費について

### 1. カリキュラムの難易度（表6参照）

#### (1) トレーニング科学難易度

「どちらともいえない」とする意見は、3者の間でほとんど差がなく40%強である。テキストの違いがあるがコーチ、上級コーチでは、「むずかしい」とする意見が30%ほどであるのに対し、スポーツ指導員では「やさしい」とする意見が30%を占める。

#### (2) スポーツ医学難易度

「どちらともいえない」「むずかしかった」という意見がそれぞれ35%ずつで大半を占めている。また、3者の間にあまり差はないが、「むずかしかった」とする意見がコーチ・スポーツ指導員でやや多い。

#### (3) スポーツ心理学難易度

全体では「どちらともいえない」が43%で、「むずかしかった」が26%、「やさしかった」が21%となっている。テキストの違いがあるが3者間では、スポーツ指導員に「やさしかった」という意見がやや多いようである。

#### (4) スポーツ社会学難易度

全体では、「どちらともいえない」が44%で、「むずかしかった」「やさしかった」がそれぞれ20%強である。テキストの違いがあるが3者間の比較では、コーチ・上級コーチでは「むずかしかった」という意見が3割ほどであるのに対し、スポーツ指導員では「やさしかった」という意見が3割ほどである。

### 2. カリキュラムの理解度（表7参照）

#### (1) トレーニング科学理解度

「とてもよくわかった」「よくわかった」を合わせると7割弱が理解しているようである。保有資格による差はない。

#### (2) スポーツ医学理解度

「とてもよくわかった」「よくわかった」を合わせると55%程度が理解しているようである。

3者間の比較では、スポーツ指導員によくわかったとする者が少ない。

#### (3) スポーツ心理学理解度

全体の55%程度が理解しているようである。

3者間の比較では、スポーツ指導員の理解度がやや低いようである。

#### (4) スポーツ社会学理解度

全体の53%程度が理解しているようである。

### 3. カリキュラムへの要求（表8参照）

#### (1) 資格取得のカリキュラム内容

全体の77%近くの者が充分であると答えていいるが、上級コーチでは4人に1人が不足していると考えている。

#### (2) 不足分野

不足していると考えている分野としてあげられた意見を整理すると、トレーニング論に関するもの、指導法に関するもの、実技研修に関するもの、救急法に関するものに分類できる。それらを重複して答えている者も多い。

### 4. 講習時間・経費について（表9・10参照）

#### (1) 集合講習時間について

全体の53%の者が「どちらともいえない」と答えている。「少ない」という意見のほうがやや多いようである。

#### (2) 総時間量について

全体の51%の者が「どちらともいえない」と答えている。

#### (3) 総期間について

「どちらともいえない」という意見が47%で大半を占めるが、それ以外では「多い」という意見の方が多いようである。

#### (4) 資格取得経費について

「どちらともいえない」が52%と大半を占めるが、「安い」とする意見の方が多いようである。3者間の比較では、コーチ、上級コーチでは「高い」という方が多いのに対し、スポーツ指導員では「安い」という方が多い。

表6 カリキュラムの難易度

回答数		トレーニング科学難易度					スポーツ医学難易度						
		とし てか もや つさ した	やつ さしか し	どい ちら なと もい	むか ずつ かし た	とか しも かづ した	無 回答	とし てか もや つさ した	やつ さしか し	どい ちら なと もい	むか ずつ かし た	とか しも かづ した	
全 体	1941	3.2	25.9	44.6	21.8	1.9	2.7	2.5	18.7	36.8	34.8	3.7	3.6
コ 一 チ	447	1.6	19.9	41.4	32.9	3.4	0.9	1.6	18.6	35.1	39.1	4.5	1.1
上級コ 一 チ	289	3.8	16.3	43.3	30.1	3.8	2.8	3.1	14.5	33.6	40.1	4.8	3.8
スポーツ指導員	1185	3.7	30.5	45.8	15.7	0.8	3.4	2.5	19.9	38.0	32.0	3.1	4.5

スポーツ心理学難易度						スポーツ社会学難易度					
とし てか もや つさ した	やつ さしか し	どい ちら なと もい	むか ずつ かし た	とか しも かづ した	無 回答	とし てか もや つさ した	やつ さしか し	どい ちら なと もい	むか ずつ かし た	とか しも かづ した	無 回答
2.7	21.4	43.3	26.1	2.9	3.6	3.3	23.6	44.9	22.1	2.6	3.5
2.2	19.2	42.7	29.1	5.6	1.1	3.4	18.8	43.0	27.5	6.3	1.1
3.5	15.6	44.3	30.1	3.1	3.5	3.1	17.0	43.9	30.1	2.1	3.8
2.6	23.6	43.0	24.3	1.9	4.6	3.2	27.0	45.7	18.4	1.4	4.4

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表7 カリキュラムの理解度

回答数		トレーニング科学理解度					スポーツ医学理解度						
		とわ てか もよ つく くた	よく わか った	どい ちら なと もい	よな くわ か らた	ほか らん な どわ た	無 回答	とわ てか もよ くた	よく わか った	どい ちら なと もい	よな くわ か らた		
全 体	1941	11.6	55.3	24.2	4.8	0.2	3.9	7.0	47.8	30.9	9.7	0.4	4.3
コ 一 チ	447	11.6	56.8	23.9	6.0	—	1.6	7.2	57.5	25.5	8.1	—	1.8
上級コ 一 チ	289	13.8	55.4	22.8	3.5	—	4.5	8.3	51.2	27.0	8.7	0.3	4.5
スポーツ指導員	1185	10.8	55.3	24.2	4.7	0.3	4.6	6.4	43.7	33.5	10.5	0.6	5.2

スポーツ心理学理解度						スポーツ社会学理解度					
とわ てか もよ つく くた	よく わか った	どい ちら なと もい	よな くわ か らた	ほか らん な どわ た	無 回答	とわ てか もよ つ くた	よく わか つ た	どい ちら な と もい	よな くわ か ら た	ほか ら ん な ど わ た	無 回答
7.6	47.0	32.1	8.4	0.6	4.2	7.0	46.0	34.1	8.0	0.7	4.3
8.3	51.5	29.5	8.7	0.2	1.8	7.4	48.1	32.7	8.9	1.1	1.8
9.0	50.2	28.7	8.3	—	3.8	10.0	45.7	32.2	7.3	0.3	4.5
6.9	45.0	33.5	8.5	0.8	5.2	6.1	45.5	34.6	7.9	0.7	5.2

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表8 カリキュラムへの要求

回答数	資格取得のカリキュラム内容			不足分野							
	充分である	不足している	無回答	不必要	トグレ論 ーニン	指導法	実技研修	救急法	重複	無回答	
全 体	1941	76.7	21.5	1.9	76.7	1.5	2.3	1.8	1.8	9.1	6.9
コ 一 チ	447	75.8	22.8	1.3	75.8	1.8	2.0	2.5	2.0	11.0	4.9
上級コ一チ	289	72.0	25.6	2.4	72.0	1.4	4.2	2.1	0.3	9.3	10.7
スポーツ指導員	1185	78.0	20.1	1.9	78.0	1.4	1.9	1.4	2.1	8.5	6.8

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表9 資格取得に必要な時間（集合講習・総時間・総期間）について

回答数	集合講習時間について						総時間量について						
	とても多い	多い	どちらともい	少な	とても少ない	無回答	とても多い	多い	どちらともい	少な	とても少ない	無回答	
全 体	1941	3.5	15.9	53.2	23.0	1.0	3.3	3.6	17.8	51.2	21.8	1.7	4.0
コ 一 チ	447	3.4	17.2	52.1	24.8	1.8	0.7	4.7	21.3	53.7	18.1	1.6	0.7
上級コ一チ	289	6.2	18.3	52.2	18.0	0.7	4.5	5.5	19.7	52.2	17.3	0.7	4.5
スポーツ指導員	1185	3.0	14.9	53.5	23.9	0.8	4.0	2.8	15.8	50.0	24.5	2.0	5.0

総期間について					
とても多い	多い	どちらともい	少な	とても少ない	無回答
5.7	21.2	47.7	20.0	1.5	4.0
7.2	23.0	51.9	15.9	1.1	0.9
7.6	22.1	48.1	16.3	1.4	4.5
4.6	20.2	46.0	22.6	1.7	4.9

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表10 資格取得に必要な経費について

回答数	資格取得経費について						
	とても高い	高	どちらともい	安	とても安い	無回答	
全 体	1941	2.1	17.9	52.8	23.0	2.6	1.6
コ 一 チ	447	3.8	23.7	50.8	19.7	1.6	0.4
上級コ一チ	289	4.8	23.9	52.9	14.5	0.7	3.1
スポーツ指導員	1185	0.8	14.0	53.5	26.6	3.5	1.7

小数点を持つ数字は百分率を表わす

## D 資格取得後の指導活動の内容と資格取得の有効性について

### 1. 指導対象者の競技水準

コーチ、上級コーチでは都道府県大会レベル以上が大部分を占めており、都道府県大会レベルと全国大会レベルが多い。上級コーチでは、国際レベルも10%ほどいる。スポーツ指導員では、市町村大会レベルが4割を占める。(表11参照)

### 2. 指導回数・時間・対象

#### (1) 指導回数

25日以上指導すると答えた者が上級コーチでは45%、コーチでは37%ほどおり、上級コーチ、コーチでは15日以上指導すると答えた者が6割ほどいる。それに対して、スポーツ指導員では、14日以下と答えた者を合わせると77%ほどになっている。(表12参照)

#### (2) 1回の指導時間

2時間から3時間未満という者が大半を占めるが、スポーツ指導員の場合1時間から2時間未満という者も21%ほどいる。(表12参照)

#### (3) 指導日について

コーチ、上級コーチでは過半数の者が「ほとんど毎日」と答えているのに対し、スポーツ指導員では「平日」と答えている者が40%ほどで最も多い。(表12参照)

#### (4) 指導対象者の年齢

コーチ、上級コーチでは、中・高校生を指導対象としている者が群を抜いて多く、50%から60%を占める。次いで、大学生や勤労青少年あるいは幼児・小学生であるのがそれほど多くはない。スポーツ指導員の場合、家庭婦人を対象にしている者、幼児・小学生を対象にしている者、中・高校生を対象にしている者などが多く、対象者の年齢が分散している。

### 3. 保有資格の有効性

「役に立つ」とするものは全体の役52%、そうでないものが役30%であった。特に上級コーチに有効とする傾向が強かった。(表13参照)

#### (1) 有効理由……「指導機会を与えられる」について

肯定的な回答が全体の約73%、否定的なそれは約12%であった。上級コーチには特に肯定的

な傾向がみられた。(表14参照)

#### (2) 有効理由……「選手が言うことを聞く」について

肯定的な回答が全体の約55%、否定的なそれは約13%であった。コーチと上級コーチには特に肯定的な傾向がみられた。(表14参照)

#### (3) 有効理由……「周りが理解を示す」について

肯定的な回答が全体の約69%、否定的なそれは約9%であった。

上級コーチとスポーツ指導員には特に肯定的な傾向がみられた。(表14参照)

#### (4) 有効理由……「指導に自信が持てる」について

肯定的な回答が全体の約80%、否定的なそれは約5%であった。これは保有資格による差異はみられなかった。(表14参照)

#### (5) 有効理由……「人間関係の幅が広がる」について

肯定的な回答が全体の約70%、否定的なそれは約7%であった。これは①上級コーチ、②スポーツ指導員、③コーチの順で肯定する傾向が強かった。(表14参照)

#### (6) 有効理由……「謝礼金がもらえる」について

肯定的な回答が全体の約15%、否定的なそれは約70%であった。上級コーチは肯定する傾向がやや強く、コーチとスポーツ指導員は否定する傾向がやや強いとする結果が得られた。

また、この項目は種目協会の特性から唯一、大きな差異のあったもので、テニスとスキー協会においては、肯定度が相対的に高い傾向がみられた。(表14参照)

#### (7) 有効理由……「関係競技団体内での地位が向上する」について

肯定的な回答が全体の約20%、否定的なそれは約50%であった。上級コーチは肯定する傾向がやや強いという結果が得られた。(表14参照)

### 4. カリキュラムの有効度について(表15参照)

#### (1) トレーニング科学有効度

肯定的な回答が全体の約69%、否定的なそれは約8%であった。コーチと上級コーチは肯定

する傾向がやや強い（78%）とする結果が得られた。

#### (2) スポーツ医学有効度

肯定的な回答が全体の約60%，否定的なそれは約10%であった。コーチと上級コーチは肯定する傾向が強く（75%），スポーツ指導員は比較的その傾向は弱かった（52%）とする結果が得られた。

#### (3) スポーツ心理学有効度

肯定的な回答が全体の約62%，否定的なそれ

は約13%であった。スポーツ指導員は比較的，肯定する傾向は弱く（45%），コーチと上級コーチは否定する傾向が弱い（8%）とする結果が得られた。

#### (4) スポーツ社会学有効度

肯定的な回答が全体の約40%，否定的なそれは約20%であった。①上級コーチ（51%），②コーチ（46%），③スポーツ指導員（35%）の順に肯定する傾向が強かった。

表11 指導対象者の競技水準

	回答数	指導対象者の競技水準						
		国際大会ル	全国大会ル	地域レベル	都道府県大会ル	市町村大会ル	その他	無回答
全 体	1941	2.8	16.5	12.1	30.5	27.0	8.8	2.3
コ 一 チ	447	4.3	31.3	16.3	35.1	7.4	4.3	1.3
上 級 コ 一 チ	289	10.4	37.4	13.8	30.1	4.5	1.4	2.4
ス ポ ツ 指 導 員	1185	0.3	5.8	10.0	28.7	40.3	12.3	2.6

対 象 者 年 齢									
幼児・小学生	中・高校生	大學生	勤労青少年	家庭婦人	中高老年者	幼中児・小学校学生	家庭婦人老年中者	複数回答	無回答
18.0	33.1	5.2	11.0	17.2	3.9	2.0	3.0	6.0	0.7
8.5	58.6	9.2	7.6	2.5	4.3	2.7	2.0	4.7	—
8.3	50.5	15.6	10.0	1.7	1.4	2.1	2.1	8.3	—
24.0	19.0	1.3	12.5	26.6	4.4	1.7	3.5	5.9	1.2

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表12 指導回数・一回の指導時間・指導日について

	回答数	指導回数							1回の指導時間						
		25 日 以 上	1524 日 以 下	814 日 以 下	47 日 以 下	13 日 以 下	0 日 ・ な し	無 回 答	030 分 以 未 上 満	3060 分 以 未 上 満	602 分 以 未 上 満	23 時 間 以 未 上 満	3 時 間 以 上	無 し	無 回 答
全 体	1941	21.0	14.3	19.6	22.1	15.5	1.3	6.2	0.3	2.5	17.5	46.5	1.1	26.9	5.2
コ 一 チ	447	37.6	20.8	14.1	12.3	11.0	1.3	2.9	0.4	1.3	12.5	42.5	1.1	39.6	2.5
上級コ一チ	289	45.0	15.2	12.1	11.8	10.0	—	5.9	—	1.0	8.7	43.9	0.3	41.2	4.8
スポーツ指導員	1185	8.9	11.6	23.7	28.3	18.5	1.7	7.4	0.3	3.3	21.5	48.7	1.4	18.6	6.3

指導日について						
ほとんど毎日	平日	土曜日	休日	特にい決まつない	なまつない	無回答
29.5	31.6	7.1	11.4	16.6	0.2	3.6
50.3	21.3	3.6	9.2	13.6	—	2.0
55.7	13.8	4.2	8.7	14.2	—	3.5
15.3	39.9	8.9	13.1	18.3	0.3	4.2

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表13 現在保有資格の有効性

	回答数	現在取得資格の有効性					
		非役に常立につ	少し役に立つ	どいちえらなどいもい	あ立ちまりなにい	全立きたりなにい	無回答
全 体	1941	16.5	35.0	16.4	20.8	9.3	1.9
コ 一 チ	447	16.1	36.0	14.3	23.7	8.9	0.9
上級コ一チ	289	23.5	31.1	16.3	15.6	11.8	1.7
スポーツ指導員	1185	15.2	35.6	17.2	20.8	8.8	2.4

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表14 現在保有資格の有効理由

回答数	指導機会を与えられる						選手が言うことを聞く						
	よくある	すこしある	どちらともい かない	あまりない	まったくない	無回答	よくある	すこしある	どちらともい かない	あまりない	まったくない	無回答	
全 体	1000	38.5	34.8	10.0	8.4	3.8	4.5	28.7	26.6	26.6	8.9	4.0	5.2
コ 一 チ	233	36.1	35.2	13.3	8.2	6.0	1.3	31.3	26.6	27.0	8.2	5.2	1.7
上級コ一チ	158	51.9	30.4	5.7	7.0	0.6	4.4	29.7	29.7	27.2	4.4	3.8	5.1
スポーツ指導員	602	35.7	35.9	9.8	9.0	3.5	5.8	27.4	25.7	26.2	10.3	3.7	6.6

周りが理解を示す						指導に自信が持てる						人間関係の幅が広がる					
よくある	すこしある	どちらともい かない	あまりない	まったくない	無回答	よくある	すこしある	どちらともい かない	あまりない	まったくない	無回答	よくある	すこしある	どちらともい かない	あまりない	まったくない	無回答
28.9	39.8	18.6	6.5	2.0	4.2	38.1	41.7	11.4	4.0	0.6	4.2	35.5	34.9	18.3	5.5	1.3	4.5
22.7	40.3	24.0	6.9	5.2	0.9	42.5	38.6	12.0	4.3	0.9	1.7	30.5	36.9	22.7	6.4	2.1	1.3
39.2	29.7	19.0	7.0	1.3	3.8	45.6	36.7	9.5	4.4	—	3.8	46.2	31.0	13.3	3.8	0.6	5.1
28.7	42.0	16.3	6.3	1.0	5.6	34.6	44.4	11.6	3.5	0.7	5.3	34.7	35.0	17.9	5.5	1.2	5.6

謝礼金がもらえる						関係競技団体内で地位向上					
よくある	すこしある	どちらともい かない	あまりない	まったくない	無回答	よくある	すこしある	どちらともい かない	あまりない	まったくない	無回答
2.6	12.3	10.6	20.9	48.0	5.6	5.2	15.3	24.7	22.1	27.2	5.5
1.7	10.7	10.3	23.2	52.4	1.7	4.7	14.6	27.5	24.5	27.0	1.7
3.8	20.9	12.7	25.9	31.6	5.1	8.2	22.2	32.3	19.6	12.7	5.1
2.7	10.6	10.3	18.4	50.8	7.1	4.7	13.8	21.9	21.8	30.9	7.0

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表15 カリキュラムの有効度

	回答数	トレーニング科学有効度						スポーツ医学有効度					
		とても役にたつた	役にたつた	どちらともい	あまりがつにた	またなかがつにた	無回答	とても役にたつた	役にたつた	どちらともい	あまりがつにた	またなかがつにた	無回答
全 体	1941	17.3	51.5	18.3	7.1	1.0	4.8	12.8	48.2	23.5	9.3	1.0	5.2
コ 一 チ	447	22.8	55.7	13.2	6.0	0.4	1.8	18.6	56.6	16.6	6.0	0.4	1.8
上級コ 一 チ	289	22.5	55.7	15.6	2.1	0.3	3.8	19.0	56.1	16.3	4.8	0.3	3.5
スポーツ指導員	1185	14.0	49.1	20.7	8.7	1.4	6.2	9.1	43.5	27.8	11.3	1.4	6.8

スポーツ心理学有効度						スポーツ社会学有効度					
とにてたもつ役た	役にたつた	どちらともい	あまりがつにた	またなかがつにた	無回答	とにてたもつ役た	役にたつた	どちらともい	あまりがつにた	またなかがつにた	無回答
10.5	41.5	30.1	12.0	0.8	5.2	7.6	32.6	35.0	17.0	2.6	5.2
14.1	47.4	28.2	8.3	0.2	1.8	10.1	36.2	34.2	14.8	2.7	2.0
15.6	48.4	23.2	8.7	0.3	3.8	10.0	40.5	31.8	13.1	0.7	3.8
7.8	37.6	32.6	14.0	1.2	6.9	6.0	29.5	36.1	18.5	3.1	6.8

小数点を持つ数字は百分率を表わす

## E. スポーツ意識・関心・考え方などについて

### 1. 文部省社会体育指導者認定制度について（表16参照）

#### (1) 認知度

全体の $\frac{1}{3}$ が知っており、中でも上級コーチは約半数が認知していた。

#### (2) 認定化の賛否

コーチ・上級コーチ・スポーツ指導員とも約7割が賛成し、積極的に反対するものはほとんどなかった。特に、武道種目の協会に肯定する傾向が強くみられた。

#### (3) 認定化による指導活動の変化への期待

コーチ・上級コーチ・スポーツ指導員とも約半数が認定化によって指導しやすくなると考えており、しにくくなると考えているものはほとんどなかった。

#### (4) 認定化による指導機会の変化への期待

コーチ・上級コーチ・スポーツ指導員とも約半数が認定化によって指導機会が増すと考えており、減ると考えるものはほとんどなかった。

### 2. 体協の「スポーツ憲章」について（表17・18参照）

#### (1) 認知度

全体の55%が知っており、中でも上級コーチは7割弱が認知していた。

#### (2) 内容の把握

全体の6割が読んでいたが、中でも上級コーチ・コーチは7割強が読んでいた。それに対し、スポーツ指導員は約半数が読んでいた。

#### (3) 主旨への賛否

全体の64%，コーチの71%，上級コーチの69%，スポーツ指導員の60%が主旨に賛成しており、積極的に反対するものはほとんどいなかった。特に、武道種目の協会に肯定する傾向が強くみられた。

#### (4) 賛否の理由

無回答がほとんどであった（8割弱）が、中でも多かったのが「時代に沿っている動きなので賛成」(4.2%)と「プロ・アマを区別するのはナンセンスなので反対」(4.0%)、「スポーツ観上賛成」(3.3%)であった。

### 3. 「よい指導者をつくるため」の意見

#### (1) 「講習会等に出やすくする」という案に対して（表19参照）

「やや賛成」までも含めると全体の95%が肯定的であった。積極的に反対する回答はなかった。

(2) 「指導する機会を多く与える」という案に對して（表19参照）

「やや賛成」までも含めると全体の88%が肯定的であった。積極的に反対する回答はほとんどなかった。①上級コーチ，②コーチ，③スポーツ指導員の順に強く賛成する回答が多かった。

(3) 「資格を生かす制度を確立する」という案に對して（表19参照）

「やや賛成」までも含めると全体の91%が肯定的であった。積極的に反対する回答はほとんどなかった。①上級コーチ，②コーチ，③スポーツ指導員の順に強く賛成する回答が多かった。

(4) 「経済的な裏付けを確立する」という案に對して（表19参照）

「やや賛成」までも含めると全体の91%が肯定的であった。積極的に反対する回答はほとんどなかった。①上級コーチ，②コーチ，③スポーツ指導員の順に強く賛成する回答が多かった。

(5) 第1に着手して欲しいこと（表20参照）

全体的には①資格を生かす制度を確立する②講習会等に出やすくする、の順で、また保有資格別にはコーチと上級コーチが上の順で、スポーツ指導員がその逆であった。

#### 4. 望ましい指導者のタイプ（表20参照）

必要と考える指導者のタイプに関しては、全体でも保有資格別でも、①指導者と部員との人間関係を大切にするタイプと②指導者の専門知識や技術を大切にするタイプが、この順で二分し、またその比は全て、ほぼ5：4である。

#### 5. 必要な知識や内容（表20参照）

全体的には①種目の技術の仕組み・運動のメカニズム、②スポーツに関する考え方、③トレーニング・運動処理の仕方、の順となっていたが、その差はあまりなかった。しかし保有資格でみるとコーチと上級コーチにおいては上の順ながらも、①種目の技術の仕組み・運動のメカニズムが他を引き離し回答が多かったのに対し、スポーツ指導員では上の順位が③②①と全てを逆転していた。

表16 文部省社会体育指導者認定制度について  
(認知度・認定化の賛否・認定化による変化期待)

回答数	認 知 度	認定化方向への賛否								
		知つていた	知らなかつた	無回答	賛成	やや賛成	どちらともい	やや反対	反対	
全 体	1941	33.0	66.6	0.4	56.3	11.9	26.6	2.4	2.5	0.3
コ 一 チ	447	34.2	65.3	0.4	59.1	11.2	25.7	1.6	2.2	0.2
上 級 コ 一 チ	289	49.1	50.5	0.3	62.3	9.0	25.3	1.0	2.4	—
ス ポ ー ツ 指 導 員	1185	28.7	70.9	0.4	54.3	13.0	26.9	2.8	2.7	0.3

文部省認定による指導変化					
しやすくなる	やすやすしなやる	どいちえらなともい	やくやくしなる	しにくくなる	無回答
34.6	14.7	43.3	3.6	3.6	0.3
34.0	15.2	46.5	2.0	2.2	—
39.4	14.2	41.2	2.4	2.8	—
33.9	14.7	42.3	4.5	4.1	0.5

文部省認定による指導増減					
増思えると	やと思える	どいちえらなとも	やと思える	減ると思ふ	無回答
20.1	28.0	49.9	1.0	0.8	0.3
18.1	29.1	51.7	0.7	0.4	—
24.2	29.4	46.0	—	0.3	—
20.0	27.5	49.8	1.4	0.8	0.4

小数点を持つ数字は百分率を表わす

6. スポーツ選手の優遇措置（推薦入試など）について（表21参照）

全体的には約7割が肯定的であった。保有資格別には上級コーチ、コーチ、スポーツ指導員の順に強く賛成している。

7. 選手養成制度について（表21参照）

全体では65%，コーチと上級コーチは約75%，

スポーツ指導員は約60%が、なんらかの改善が必要であると考えている。

8. 指導者による体罰について（表21参照）

全体では、「時と場合によっては必要」とする回答が53%，「絶対反対」とする回答が24%であった。

①スポーツ指導員、②上級コーチ、③コーチの順で体罰を肯定する傾向がみられた。

表17 体協『スポーツ憲章』について(1)  
(認知度・内容の把握・主旨への賛否)

回答数		認 知 度			内 容 の 把 握					主 旨 へ の 賛 否					
		知つていった	知らなかつた	無回答	よく読んだ	読んだ	あまり読んだ	ほまかんかつ読また	無回答	賛成	やや賛成	どちらともい	やや反対	反対	無回答
全 体	1941	55.5	44.2	0.3	10.9	49.4	26.8	12.9	0.1	31.9	32.4	29.5	2.0	1.4	2.8
コ 一 チ	447	59.1	40.7	0.2	15.2	56.8	23.5	4.5	—	33.3	37.5	23.5	1.9	2.3	1.5
上 級 コ 一 チ	289	68.2	31.1	0.7	17.3	57.4	15.7	9.6	—	35.5	33.5	26.4	2.0	1.5	1.0
ス ポ ー ツ 指 導 員	1185	51.6	48.3	0.2	6.7	43.9	31.8	17.5	0.2	30.1	29.8	33.2	2.1	1.0	3.8

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表18 体協『スポーツ憲章』について(2)  
(主旨への賛否理由)

回答数		主 旨 へ の 賛 否 理 由										
		競技力向上・賛成	スポーツ観・賛成	効力をなし反対	プロセス・反対	バナーナンス	バナーナンス	教育的賛成	関係者への賛成	時代に沿って賛成	生涯スポーツとして賛成	無回答
全 体	1078	2.1	3.3	2.8	4.0	1.9	0.6	1.7	4.2	0.9	78.5	
コ 一 チ	264	3.4	3.4	3.4	6.8	1.9	0.8	2.3	6.8	1.1	70.1	
上 級 コ 一 チ	197	3.0	4.1	4.1	4.1	2.0	0.5	3.6	4.1	1.0	73.6	
ス ポ ー ツ 指 導 員	611	1.3	3.1	2.0	2.8	2.0	0.5	0.8	3.1	0.8	83.6	

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表19 「よい指導者をつくるために」について

回答数	講習会等に出やすくする						指導する機会を多く与える				
		賛成	やや賛成	どちらともい	やや反対	反対	無回答	賛成	やや賛成	どちらともい	やや反対
全 体	1941	82.0	13.0	4.0	0.3	0.1	0.6	67.2	20.8	10.7	0.6
コ 一 チ	447	86.4	9.8	3.8	—	—	—	70.7	17.9	10.7	0.4
上級コ一チ	289	86.9	9.3	3.5	—	—	0.3	78.9	14.5	5.9	0.3
スポーツ指導員	1185	79.2	15.3	4.1	0.3	0.1	0.9	63.2	23.3	11.9	0.7

資格を生かす制度の確立						経済的裏づけの確立					
賛成	やや賛成	どちらともい	やや反対	反対	無回答	賛成	やや賛成	どちらともい	やや反対	反対	無回答
78.9	12.0	7.8	0.4	0.5	0.5	64.0	18.2	13.7	1.6	2.0	0.5
82.8	10.7	6.0	0.4	—	—	76.3	15.7	6.7	0.9	0.4	—
87.9	6.9	4.8	—	—	0.3	79.2	13.1	6.6	0.3	0.7	—
75.2	13.9	9.1	0.3	0.8	0.7	55.6	20.4	18.1	2.2	2.9	0.8

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表20 改善項目・望ましい指導者のタイプ・必要な知識などについて

回答数	第一に着手してほしいこと	必要なタイプ							無回答	
		講習会等にする	指導が多く与える機会	資格制度の生かす確立	経済的裏づ立	無回答	指位大導や切者立に場する地をる	指的を導知識切者やにする門術る		
全 体	1941	30.1	14.5	36.7	16.2	2.5	4.3	40.9	51.3	3.6
コ 一 チ	447	23.3	9.8	43.4	23.0	0.4	3.8	40.7	52.3	3.1
上級コ一チ	289	23.9	9.0	42.9	21.8	2.4	2.4	40.5	53.6	3.5
スポーツ指導員	1185	34.3	17.9	32.4	12.2	3.2	5.0	41.0	50.3	3.7

必要な知識や内容					
種仕メ目組カのニ技運ニテズのム	トグ方レ・のニ運動仕ニ處方	けや養が予の防処・知置榮識	ス対方ボするツ考にえ	練試み習合方の・仕の作方ぞ戦	無回答
29.1	26.3	5.7	27.8	9.8	1.3
33.8	24.2	5.4	26.4	9.2	1.1
35.6	19.0	2.1	27.0	14.2	2.1
25.6	28.7	6.8	28.6	9.2	1.2

小数点を持つ数字は百分率を表わす

表21 スポーツ選手の優遇措置・選手養成制度・体罰について

回答数	スポーツ選手の優遇措置						選手養成制度について			指導者による体罰について			
	賛成	やや賛成	どちらともい	やや反対	反対	無回答	現状でよい	な改善がかかる必要	無回答	時つとて場合是有効	どちらともい	体罰では行ない	無回答
全 体	1941	45.1	25.1	15.0	5.4	8.8	0.5	29.9	65.7	4.3	53.2	21.4	24.4
コ 一 チ	447	51.1	28.2	10.3	2.7	7.2	0.2	20.8	75.4	3.8	44.7	26.8	27.7
上級コ 一 チ	289	62.3	20.4	10.7	3.1	2.8	0.7	20.1	76.8	3.1	48.1	22.1	29.8
スポーツ指導員	1185	38.6	25.4	17.7	6.9	10.8	0.6	35.9	59.2	4.8	57.9	19.2	21.7
													1.3

小数点を持つ数字は百分率を表わす

#### IV. 調査結果のまとめ

##### 1 取得資格の効果

全体的には、「指導に自信が持てる」「人間関係の幅が広がる」などの理由の肯定度が高い。

しかし、上級コーチの場合は「指導の機会が与えられる」が有効理由として最も肯定度が高くなっている。

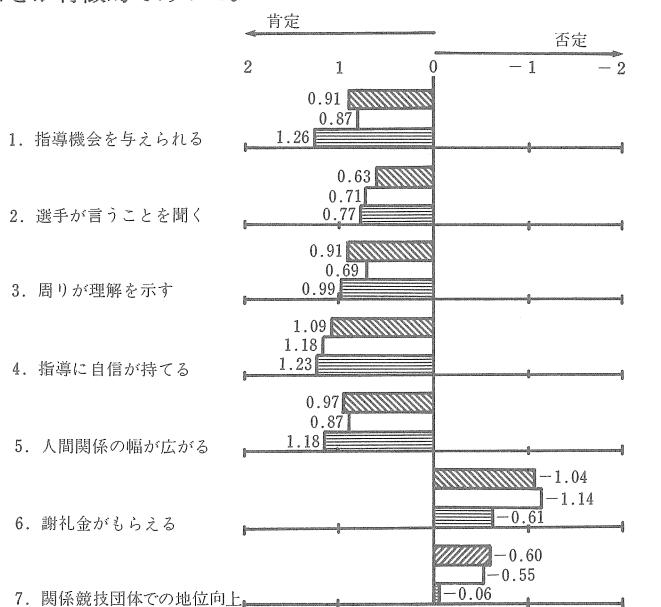
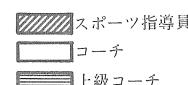
「謝礼金がもらえる」「関係競技団体での地位向上」については肯定度が低い。特に「謝礼金がもらえる」は最も肯定度が低かった。

保有資格という観点からは、「関係競技団体内での地位向上」の項目において、上級コーチは他の2者に比べ肯定度が高いことが特徴的であった。

また、種目協会の特性という観点からはスキー やテニスの種目協会に、「謝礼金がもらえる」という傾向が相対的にやや強くみられた。

概して言えば「指導に自信がもてる」ということが資格取得による主なメリットであるが、保有資格によってその方向は多少異なっている。特に上級コーチでは「指導の機会の増加」「地位向上」にそのメリットをみることが多い、といえよう。

上級コーチはさておいても、後述の指導システムの改善項目の第1位に「資格が生きる制度の確立」が挙げられていることは、資格取得によって得た「自信」の適切な発揮場所を求めている現状があるのかも知れない。(図1, 2参照)

図1 取得資格の有効性 I  
(保有資格による)

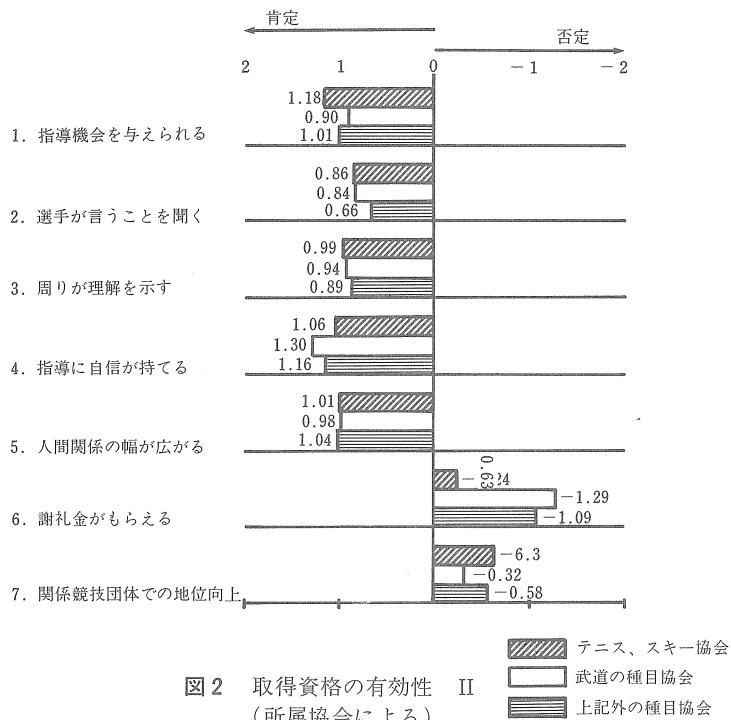


図2 取得資格の有効性 II  
(所属協会による)

## 2 調査結果からみた養成システムの評価

ここでは、養成システムを内的な面（カリキュラム）と外的な面（経費と時間）によって評価した。

### (1) 養成カリキュラムの評価

養成カリキュラムの評価を①カリキュラムの理解度と難易度（養成過程中）と②カリキュラムの有効度（養成後の実際の現場での評価）に分けてみると表22に示すとおりである。（表22参照）

カリキュラムの理解度ではトレーニング科学のそれがやや高いが、全体に半数ぐらいの人が理解していると考えてよい。

また、その難易度からみるとスポーツ医学の難易度がやや高い傾向がみられる。保有資格からみるとテキストの違いにもよるがスポーツ指導員では難度が低いとする傾向がみられる。

実際の現場での有効度については、トレーニング科学や医学の、いわば“理系”優位の傾向がみられる。

また、カリキュラム全体を通じて、スポーツ

指導員に有効度の低いとする回答が多かった。

全体の8割弱がカリキュラムの内容は十分であると回答しているが、上級コーチでは4人に1人が不足しているとしている。不足分野として挙げられた項目を整理すると、トレーニング論に関するもの、指導法に関するもの、実技研修に関するもの、救急法に関するものに分類できる。

概して言えば、養成カリキュラムには受講者はほぼ満足しているが、やや内容の理解に欠ける側面と心理学・社会学の現場での実践にやや欠ける側面がみられたと言える。

### (2) 資格取得に要した経費と時間について

必要な経費については中立的な回答が大半を占めたが、比較的安価であったとする意見が多くあった様である。

時間的にも中立的な回答が多かったが、集合講習に不足を感じるという回答が少しみられた。

以上、養成システムの外的な側面（経費と時間）については、ほぼ満足されていると理解できる。

表22 受講者によるカリキュラムの評価

種 目	トレーニング科学			スポーツ医学			スポーツ心理学			スポーツ社会学		
	理 解 度	難 度	有 効 度									
スポーツ指導員	66.1	16.5	63.1	50.1	35.1	52.6	51.9	26.2	45.4	51.6	19.8	35.5
コ 一 チ	68.4	36.3	78.5	64.7	43.6	75.2	59.8	34.7	61.5	55.5	32.8	46.3
上 級 コ 一 チ	69.2	33.9	78.2	59.5	44.9	75.1	59.2	33.2	64.0	55.7	32.2	50.5

小数点を持つ数字は百分率を表わす

※理解度とは、「理解された」と回答した者の割合を百分率で示したものである。

難度とは、「むずかしかった」と回答した者の割合を百分率で示したものである。

有効度とは、「役に立った」と回答した者の割合を百分率で示したものである。

### 3 指導活動の現状

指導対象については、上級コーチ・コーチは都道府県レベルがその対象の中心となっている。また、年齢的には上級コーチが中高生を、スポーツ指導員は家庭婦人と小学生を中心している。

指導の時間的な量は、「ほぼ毎日」が上級コーチで45%，コーチで37%であり、1回の指導は2時間から3時間が中心である。スポーツ指導員では、月に14日以下が8割弱で、こちらも1回の指導は2時間から3時間が中心である。

### 4 スポーツ意識・関心・考え方について

#### (1) 文部省の社会体育指導者認定制度について

文部省認定化の方向には全体に肯定的であり、約7割が賛成し、積極的に反対する回答はほとんどなかった。特に、武道の種目協会に肯定する傾向が強くみられた。

活動の変化については、認定化により指導しやすくなるという期待が多く、指導の機会も増

えるとする回答が多かった。

#### (2) 日本体育協会スポーツ憲章について

この主旨には、全体の%が賛成し、積極的に反対する回答はほとんどなかった。特に武道の種目協会に肯定する傾向が強くみられた。

主旨への賛否理由としては、「時代に沿うので賛成」「プロ・アマを区別するのは無意味なので反対」「スポーツ観上賛成」などが主であった。

#### (3) よい指導者をつくるために

改善項目として①講習会に出やすくする、②指導する機会を多く与える、③資格が生きる制度を確立する、④経済的な裏付けを確立する、の4つを設けたが、各項目とも圧倒的な肯定的意見で占められた。しかしながら④の経済的裏付けにはスポーツ指導員の積極的反対が5%ほどみられた。

すぐに改善すべき項目としては「資格が生きる制度を確立する」と「講習会に出やすくする」の項目が挙げられた。

<附表 アンケート調査用紙>

1986年 (財)日本体育協会

「我が国のスポーツ指導者の養成システムに関するアンケート調査」

質問には、回答欄に数字を書き入れてお答え下さい。

A: あなた自身のことについてお答え下さい

1. 性 1. 男 2. 女 A-1  ⑥

2. 年齢 1. 20~25才 2. 26~29才 3. 30才代 A-2  ⑦

4. 40才代 5. 50才代 6. 60才代以上 A-3  ⑧

3. 職業 1. 教員 2. 公社・公務員 3. 会社員 A-4  ⑨

4. 会社・団体役員 5. 会社・団体役員 A-5  ⑩(1)

6. 農林漁業 7. 自由業 8. 主婦 9. 無職 A-6  ⑪(2)

10. その他 ( )

4. スポーツキャリアー  
これまで選手として出場した大会で最も高いレベルのものを  
次の中から選んで下さい。

1. 國際大会レベル 2. 全国大会レベル

3. 市町村大会レベル 4.

5. 出場したことがない

5. 上の質問で1~4にお答えされた方にお尋ねします。その種  
目名は何ですか。(※種目名でお答え下さい。)

A-5  ⑫(3)

6. 保有資格 (1)  
あなたが今、お持ちの指導者としての資格を次の中から選んで下さい。

1. コーチ 2. 上級コーチ 3. スポーツトレーナー

4. スポーツ指導員 5. それ以外

A-6  ⑬

7. 保有資格 (2)  
あなたが今、お持ちのスポーツに関する資格を次の中から選んで下さい。

1. 各種競技団体の公認審判員資格

2. それ以外 ( )

3. 特に持っていない

A-7  ⑭

8. あなたの活動は、直接的な〈指導〉が主ですか、それとも裏  
方的な〈世話〉が主ですか。  
1. 直接的な指導者 2. 間接的な世話役

3. 1と2の両方どちらともいえない

9. あなたがスポーツの指導や世話を主に活動されている地域の

タイプに一番近いものを選んで下さい。  
1. 6大都市(東京、大阪、名古屋、横浜、京都、福岡)  
2. 6大都市を除いた県の県庁所在都市  
(神戸、札幌、広島など)  
3. 上の1、2を除いた全ての市  
4. 上の1、2、3を除いた全ての町村

10. あなたはこれまでにどのくらいの期間、スポーツの指導や世話をしましたか。

1. 5年未満 2. 5年以上10年未満

3. 10年以上15年未満 4. 15年以上

B: 体協の指導資格をとるに至った経緯についてお答えねします。

1. どのようなきっかけで現在お持ちの資格をとろうと思いま  
たか。

1. 自分で思いたつて 2. 種目協会からの依頼で  
3. 地区体協からの依頼で 4. 職場からの依頼で  
5. その他 ( )

2. 資格取得にかかった費用(旅費・宿泊費など)はどのくらい、  
でしたか。受講料を除いた額でお答え下さい。

1. 3万円未満 2. 3万円以上5万円未満  
3. 5万円以上10万円未満 4. 10万円以上15万円未満  
5. 15万円以上

3. 資格取得にかかった費用(受講料を含みます)はどこからか  
の援助が出ていましたか。

1. 自分で全額を負担した  
2. 競技団体から全額を援助された  
3. 競技団体から一部を援助された  
4. 種目協会及び教育委員会から全額を援助された  
5. 種目協会及び教育委員会から一部を援助された  
6. 企業から全額を援助された  
7. 企業から一部を援助された  
8. その他 ( )

20 |

**C : 資格取得期間中の内容についておたずねします。**

1. カリキュラムの内容は、むずかしかったですか。各々の学科について、以下に設けた回答のうちから記号でお答え下さい。  
 1. とてもやさしかった 2. やさしかった  
 3. どちらともいえない 4. むずかしかった  
 5. とてもむずかしかった

2. カリキュラムの内容はよくわかりましたか。各々の学科について、以下に設けた回答のうちから記号でお答え下さい。  
 1. とてもよくわかった 2. よくわかった  
 3. どちらともいえない 4. よくわからなかった  
 5. ほとんどわからなかった

回 答 箍	C - 1	C - 2
トレーニング科学又は体力トレーニングの基礎理論と実際	②	③
スポーツ医学	②	⑤
スポーツ心理学	②	⑥
スポーツ社会学	③	⑦

3. 資格取得のためカリキュラムの内容として、前記の4つの科目で充分だと思いますが。もししりないとすればどの分野だとお考えですか。

1. 充分である  
 2. 不足している ( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

( )

**D : 資格取得後の指導活動の内容についておたずねします。**

1. 現在、指導されている対象者の競技水準は以下のうちのどれにあたりますか。  
 1. 國際大会レベル 2. 全國大会レベル  
 3. 地域プロックレベル 4. 都道府県大会レベル  
 5. 市町村大会レベル 6. その他
2. 現在、どの程度指導活動を行なっていますか。  
 1. 指導回数——月平均( )回 約( )時間  
 2. 1回の指導時間——約( )時間  
 3. 主にいつ指導しますか (1. ほどんど毎日 2. 平日 3. 土曜日 4. 休日 5. 特に決まっていない)
3. 現在、主にどのような年齢の人たちを対象に指導しています D-3 ( )  
 が。  
 1. 幼児・小学生 2. 中・高校生 3. 大学生  
 4. 勤労青少年 5. 家庭婦人 6. 中・高・老年者
4. 現在、主にどの種目を指導していますか。※種目名でお答え下さい。  
 ( ) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )
5. あなたの周りの方（家族や職場の同僚など）は、あなたがスポーツの指導や世話をすることに対して、どのような態度をとりますか。  
 1. 理解してくれおり、よく協力してくれる  
 2. 理解はしてくれるが協力はしてくれない  
 3.あまり理解がないか協力はしててくれる  
 4. 理解がないし、ほとんど協力もない
6. あなたが現在、指導する上で困っていることはどのようなことですか。  
 1. 人間関係（指導スタッフ間の人間関係）  
 2. 人間関係（指導対象との人間関係）  
 3. 施設の問題  
 4. 時間の問題  
 5. 経費の問題  
 6. その他 ( )
7. 前の質問6でお答えくださいた事柄について、養成カリキュラムの内容はうまく対応していますか。  
 1. よく対応している 2. 対応している  
 3. どちらともいえない 4. 対応していない  
 5. ほとんど対応していない

8. あなたが普段、スポーツの指導や世話をする上で現在、お持ちの指導者の資格はどの程度、役に立ちますか。  
 1. 非常に役に立つ 2. 少し役に立つ  
 3. どちらともいえない  
 4. あまり役に立たない 5. 全く役に立たない
- D-8 [44]
9. ※上の質問8で1、2に答えた方におたずねします。役に立つ点はどういうところですか。以下に設けた選択肢でお答え下さい。  
 1. よくある 2. すこしある 3. どちらともいえない  
 4. あまりない 5. まったくない
- 左の回答欄へ  
御記入下さい。
- | 回  | 答               | 欄    | D-9 |
|----|-----------------|------|-----|
| 1. | 指導する機会を与えられる    | [45] |     |
| 2. | 選手が言うことを聞くようになる | [46] |     |
| 3. | 周りが理解を示すようになる   | [47] |     |
| 4. | 指導に自信が持てるようになる  | [48] |     |
| 5. | 人間関係の幅が広がる      | [49] |     |
| 6. | 謝礼金がもらえるようになる   | [50] |     |
| 7. | 関係競技団体での地位が上がる  | [51] |     |
10. 自分の指導しているチームやクラブ以外を対象に指導される機会はどの程度ありますか。  
 1. (ほとんど)ない 2. 半年に1度くらい  
 3. 月に1度くらい 4. 週に1度くらい
- D-10 [52]
11. 体協の指導者養成コースのカリキュラムの内容は指導の現場でどの程度役に立ちましたか。以下に設けた選択肢でお答え下さい。  
 1. とても役に立った 2. 役に立った  
 3. どちらともいえない  
 4. あまり役に立たなかった  
 5. まったく役に立たなかった
- 左の回答欄へ  
お答え下さい。
- | 回                          | 答    | 欄 | D-11 |
|----------------------------|------|---|------|
| トレーニング科学又は体力トレーニングの基礎理論と実際 | [53] |   |      |
| スポーツ医学                     | [54] |   |      |
| スポーツ心理学                    | [55] |   |      |
| スポーツ社会学                    | [56] |   |      |

- E :以下の質問に関して率直な御意見をお答え下さい。
1. 現在、お持ちの資格に関連して「社会体育指導者」という資格を文部省が認定する動きがあります。
1. そうした動きがあることを御存知でしたか。  
 1. 知っていた 2. 知らなかった
- E-1-1 [57]
2. そうした文部省の「社会体育指導者の」認定化の方向には賛成ですか、反対ですか。  
 1. 賛成 2. やや賛成 3. どちらとも  
 4. やや反対 5. 反対
- E-1-2 [58]
3. 文部省認定により、指導しやすくなると思しますか、しにくくなると思しますか。  
 1. やすくなる 2. やややすくなる 3. どちらとも  
 4. ややしくなる 5. しにくくなる
- E-1-3 [59]
4. 文部省認定により、指導する機会が増えると思しますか。  
 1. 増えると思う 2. やや増えると思う 3. どちらとも  
 4. やや減ると思う 5. 減ると思う
- E-1-4 [60]
2. 今年5月に「日本体育協会スポーツ憲章」が制定されました。  
 1. そのスポーツ憲章が制定されたことを御存知でしたか。  
 1. 知っていた 2. 知らなかった
- E-2-1 [61]
- ※上の質問で1と答えた方にお尋ねします。
2. そのスポーツ憲章を読みましたか。  
 1. よく読んだ 2. 読んだ 3. あまり読まなかった  
 4. ほとんど読まなかった
- E-2-2 [62]
3. そのスポーツ憲章の主旨には賛成ですか、反対ですか。  
 1. 賛成 2. やや賛成 3. どちらとも  
 4. やや反対 5. 反対
- E-2-3 [63]
4. 上の質問3で答えた理由はどのようなことですか。※回答欄に直接御記入下さい。  
 ( ) ※  
 E-2-4 [64]  
 ここに記入下さい。

3. よい指導者をつくるためには、どうすればよいか、あなた自身の経験をふまえ基本的な方向について答えて下さい。

- ① 講習会、研修会に出やすくなるようにする。  
1.賛成 2.やや賛成 3.どちらとも  
4.やや反対

- ② 指導する機会を多く与えるようにする。  
1.賛成 2.やや賛成 3.どちらとも  
4.やや反対

- ③ 資格が生きる制度をしっかりとつくっていく。  
1.賛成 2.やや賛成 3.どちらとも  
4.やや反対

- ④ 指導謝金、旅費などの経済的裏づけとなるものをつくりいく。  
1.賛成 2.やや賛成 3.どちらとも  
4.やや反対

- ⑤ あなたの周りのスポーツ指導者の養成の様子からすると、上の質問に1~4の方の中で直接受けて下さい。

4. 以下のことを聞いて教えて下さい。またどういうタイプの指導者がこれから必要だと思いますか。

1. 指導者の地位や立場を大切にして教えるタイプ  
2. 指導者としての専門的知識や技術を大切にして教えるタイプ

3. 指導者と部員との人間関係や人柄を大切にして教えるタイプ

6. スポーツの指導や世話をする上で、必要な知識や内容はどのようなものだと思いますか。以下にあげたもののうちで、強く思われる順に2つ答えて下さい。

1. 種目の技術の仕組や運動のメカニズムなど  
2. 体力づくりなどのトレーニング、運動処方の仕方など  
3. けがの処置や予防、栄養の知識など  
4. スポーツに対する考え方や集団やリーダーシップのあり

5. 練習の仕方や試合ののぞみ方、作戦など

7. 大学や一部の高校では、優秀なスポーツ選手に対して、推薦入学者制度や授業料免除制度などの優遇措置をとっています。こうした措置について、どうお考えですか。こちらとも

- 1.賛成 2.やや賛成 3.どちらとも  
4.やや反対

8. 現在、我が国では、選手を養成するために、いくつかの養成制度があります。それらの制度の現状については、どうお考えですか。

1. 現状でいいと思う  
2. なんらかの改善が必要であると思う

9. 上の質問8で2と答えられた方に、お尋ねします。具体的にはどのような改善が必要だとお考えですか。※回答欄に直接、記入してお答え下さい。

10. 学校運動部の活動の中で、指導者による体罰が行われる場合があります。そうした体罰についてはどうお考えですか。

1. 時どき場合には、有効な指導手段である。

2. どちらともいえない。

3. いついかなる時でも、体罰は行うべきではない。

11. 実際に指導する際に指導信条としてよく使う言葉や格言厳選は自己の中にありますか。もしありましたら具体的にお答え下さい。

1. ある( )  
2. 特にない( )

～協力ありがとうございました。

## その2. 各種目協会における指導者養成の現状と体協 指導者養成制度との関連性及びその問題点 —現状への評価及び今後の対応を含めて—

報告者 嘉戸脩

研究協力者 菊幸一<sup>1)</sup> 海老島均<sup>1)</sup> 矢島ますみ<sup>2)</sup>

### I. 目的

本研究の目的は、これまで10年の歳月を経過した「(財)日本体育協会公認スポーツ指導者制度」に対する各種目協会の対応の現状を中心に、当該種目協会の指導者養成の制度的実態とその利害状況を分析することにより、より望ましい指導者養成制度のあり方及び今後の対応についての具体的な一覧表を得ることにある。そこで本研究では、

1. コーチ養成制度における各種目協会の体協指導者養成制度に対する協力関係の現状—体協タイプアップ型か独自路線型か <協力関係の現状>
  2. 受講資格からみた養成のねらいとその実態 <養成のねらい>
  3. 種目協会独自の指導者養成制度の現状 <独自な養成制度の現状>
  4. 各養成タイプ別にみたカリキュラムの内容とその特色 <カリキュラム問題>
  5. 各養成タイプ別にみた歴史的経緯及び活動の現状に対する養成担当者の考え方 <養成担当者の考え方 (歴史的経緯、活動の現状をふまえて)>
- 以上、5つの観点から各種目協会における指導者養成タイプ別の特色を明らかにし、そこに見られる体協指導者養成制度との対応の内実を分析しながら、今後の指導者養成制度のあり方を検討しつつ、若干の提言を試みてみたい。

### II. 方法

#### 1. 調査対象連盟(協会)種目

- 1) 個人種目(対人種目も含めて)  
陸上、体操、水泳、スキー、ボーリング、柔道、剣道、卓球、バドミントン、テニスの10連盟・協会
- 2) 集団種目  
バレーボール、サッカー、ラグビー、ハンドボール、ホッケー、バスケットボール、ソフトボールの7協会

以上 計17連盟・協会

#### 2. 方法

(1)各種目協会指導者養成関係者に対し、予め用意された質問紙によって直接インタビューを試みた。その際、関連文献、資料の収集も同時に行った。

(2)後日、内容の欠落している箇所は電話インタビューにより補足した。

(3)担当者不在あるいは多忙の為、直接インタビューできなかった場合には質問紙を送付し、郵送による回収を行った。

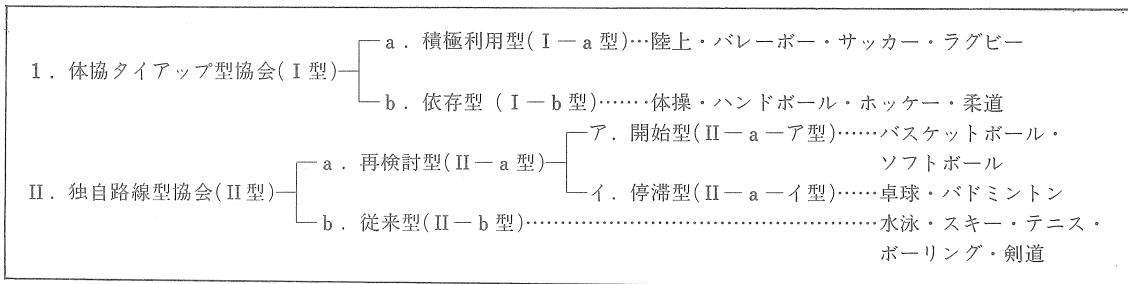
(4)各種目協会に対する具体的な資料収集の日時、場所、方法については表II。「資料収集の方法」に示す通りである。

### III. 結果の概要

各種目協会における指導者養成制度に関する概要是表IIIに示す通りであるが、この表及び以下の項目に示す分析結果から、概ね、次のようなことが言えよう。

1) 筑波大学

2) 東京学芸大学附属世田谷中学校



## 1. 体協指導者養成制度に対する対応からみた指導者養成のタイプ分け

剣道を除く全ての協会が、上級コーチ、コーチの双方あるいはいずれか一方の養成にかかわっているが、その内容は独自の養成制度の存在やその養成人数(規模)、活動状況等の観点から次のように分類することが可能であると思われる。

## 2. 各指導者養成タイプの特徴

(1)類別の基準—歴史的経緯、実施内容、研修会への参加義務規定等

### < I - a 型 ; 体協タイアップ・積極利用型 >

1) 体協指導者養成制度以前に独自の養成事業に着手しており、その歴史的基盤をふまえて体協指導者養成制度を積極的に利用し、活用しているタイプ。

2) 上級コーチ、コーチの総養成人数が多く、体協指導者養成制度以外の独自の研修会活動も活発で、資格存続のために参加義務規定を定める傾向にある(ラグビーは例外)。その他ニーズに応じた独自の養成制度をもつ協会もある。

### < I - b 型 ; 体協タイアップ・依存型 >

1) 体協指導者養成制度以前に独自の養成事業に着手しておらず、体協指導者養成制度開始とともにそれに依存しながら養成をすすめていくタイプ。

2) 上級コーチ、コーチの総養成人数は比較的小なく(柔道のコーチ養成人数は比較的多いがコーチ養成のみに限定される)、体協指導者養成制度以外に独自の研修会参加義務規定もない。

### < II - a 型 ; 独自路線・再検討型 >

1) 体協指導者養成制度とは一部タイアップしているものの独自の養成事業に着手し、未だその

制度が活動として定着していないか、あるいは様々な問題点を抱えているタイプ。

2) ア. 開始型では、独自の養成事業に着手したばかりか(ソフトボール)、あるいはまだ独自の制度的規定は存在しないものの研修会活動を活発にして、これから制度的基盤を形成しようとする(バスケットボール)のタイプ。

イ. 停滯型は、制度的歴史はあるものの、その維持、存続や養成のあり方に改善の必要を感じているタイプ。

### < II - b 型 ; 独自路線・従来型 >

1) 体協指導者養成制度とは一部タイアップしているか全くタイアップしておらず、独自の養成制度の歴史が古く、それを基盤としながら研修会を活発に行い(参加義務規定有、ボーリングは例外)、比較的順調な養成実績をあげ、指導者養成に対する独自の自己展開能力を有するタイプ。

2) 剣道は他のスポーツ種目に比べて、資格付与の仕方や養成内容に独自の武道的特色やその精神の反映がみられる(段位制度を基盤とした称号資格の付与)。

(2) 資格付与に対する受講者の諸経費負担にみられる特徴

### < I 型 ; 体協タイアップ型 >

I - a, I - b 型とも年間登録料平均は1,500円であり、参加諸費用の自己負担は体協及び中央協会からの援助により一部負担となっている。

### < II 型 ; 独自路線型 >

< II - a - ア型 ; 独自路線・再検討・開始型 >における資格付与のための諸経費は比較的安いが、< II - b 型 ; 独自路線・従来型 >では平均16,000~75,000円と高くなっている。参加諸経費は、全般的にみて全額負担が多い。この高額な受

講者の諸経費負担が、II-b型における定着した独自の養成制度に対する資金的、経済的基盤に大いに貢献しているものと思われる。

### (3) 実質的特典にみられる特徴

#### 実質的特典にみられる特徴

I、II型を通じてほとんど実質的特典は認められないのが実情であるが、<II-b型；独自路線・従来型>においては、実質的特典（公認スクールの開設、指導的権威、商業施設への雇用メリット等）がかなり明確に認められている。この点が、独自の指導者養成制度を存立させる大きな基盤となっていると考えられる。

### 3. カリキュラム規定の有無とその内容の特色

独自養成型では、体協指導者養成制度に比べ養成期間及びカリキュラムの規定内容ともに曖昧な点が多く、協会内での統一的カリキュラム作成へのコンセンサスが得られていない現状がうかがえる。特に、体協指導者養成制度において規定されている共通教科内容が皆無に等しく、専門教科及び実施講習にかなりの比重が置かれる傾向がある（例外的にバドミントン協会及び水泳連盟の一部資格におけるそれは規定内容が明確であり、カリキュラム研究の跡がうかがえる）。

### 4. 各養成タイプ別における指導者養成関係者からみた活動の状況及び今後の対応に対する考え方の傾向

#### <I-a型；体協タイアップ・積極利用型>

体協指導者養成制度を利用しつつ、それを基盤としてさらに充実した独自の養成システムを積極的に構想しようとする姿勢がみられる。

#### <I-b型；体協タイアップ・依存型>

体協指導者養成制度に対しては一定の評価を得ているが、制度そのものや独自の研修会への取り組みには現在のところ消極的な姿勢をとり、既存制度の利用のみにとどまっている傾向がみられる。

#### (1)<II-a-ア型；開始型>

独自の養成システムを目指してこれから本格的に取り組もうとするため、試行錯誤を繰り返しつつ、一貫した指導体制作りを志向しようとする傾向がみられる。

#### (2)<II-a-イ型；停滞型>

実質的特典のなさ、経費負担に苦慮しつつ、独自の養成制度の定着とより改善された制度の見直しを志向しようとする傾向がみられる。

#### <II-b型；独自路線・従来型>

現状における独自の指導者養成制度に対して一定の評価を与え、それを維持、発展させていくこうとする傾向がみられる。剣道については、特に武道的精神の高揚と実技、人格重視をさらにめざしつつ、現状の称号制、段位制を堅持していくこうとする姿勢がみられる。

以上、全般的には各養成タイプの利害状況の相違から、

#### <I-a型、II-b型>は、

現状の養成システムの堅持とさらなる発展

#### <I-b型、II-a型>は、

現状の養成システムへの消極的依存とその不安定性への解決

を志向する2つの異なった立場が存在する傾向にある。

従って、文部省資格認定制度への対応にも、この立場の相違を反映して2つの傾向がみられるようと思われる。すなわち、総論では賛成の態度を示しつつも、

#### <I-a型、II-b型>は、

これまで制度化された養成システムを崩されたくないとする保存的傾向

#### <I-b型、II-a型>は、

今まで以上に協会負担が重くなることを避け、単位取得等に柔軟に対応できるように要望する消極的傾向である。

## IV. 分析結果

### 1. 指導者の種類とその受講資格からみた養成講習の特徴(表IV-1。「各種目協会における指導者の種類とその受講資格」参照)

#### (1) 指導者の種類と規模

##### 1) 種類

体協指導者養成制度におけるコーチ、上級コーチ、独自の指導者養成における初級、中級、上級あるいは1級、2級、3級、準指導員、指導員、

鍊士、範士、教士等、様々な名称が付与されているが、いずれも下位から上位へのランク付けによって区別されている。普及と強化の目的別に種類を区別し、その双方にランク付けを設定しているのは水泳（水泳部門）だけであり、その他の協会は普及目的の指導者を下位にランクし、その連続線上で強化目的を指導者の上位にランク付けするか、あるいは双方の目的を一体化させてランク付けし種類を設定しているか、のいずれかの傾向にある。

## 2) 養成人数（養成規模）

養成タイプI型（体協タイプアップ型）では、*< I-a型・積極利用型>*の方が*< I-b ; 体協タイプアップ・依存性>*より養成規模が大きく、協会によってコーチ養成重視（陸上、ラグビー、ハンドボール、柔道）と上級コーチ養成重視（バレーボール、サッカー、体操）に区別できるようである。

また、養成タイプII型（独自路線型）におけるコーチ、上級コーチの養成人数は、I型（体協タイプアップ型）に比べて少ないことに加えて、各協会の目的、用途、体協との協力関係に応じてどちらか一方の養成に偏っている傾向がみられる。

さらに、I型とII型との総養成人数を単純に比較してみると、II型のそれが23,367名（水泳）、23,356名（スキー）を筆頭に、かなりの養成実績をあげているのに対し、I型のそれは、多い協会でも371名（バレーボール）、345名（サッカー）という数字が示されている。これは養成年数は勿論であるが、養成目的や養成課程、養成期間等の相違に起因するものと思われる。しかしながら、このような傾向は、体協指導者養成制度において、各種目協会（特にI型・体協タイプアップ型協会）が要望する指導者養成規模（人数）に対応することができない、その限界の一端を示しているものともいえるであろう。

## （2）受講資格

### 1) 全般的傾向

指導者の種類からみたランク付けの傾向は前項で述べた通りであるが、その受講資格の相違を決定する条件は、

- ①指導経験年数
- ②年齢

- ③過去の選手養成実績
- ④過去の実技実績
- ⑤公認審判員資格
- ⑥各都道府県協会及び加盟団体長の推薦
- ⑦段位

等があげられる。いずれも、下位から上位へランク付けが上昇するに伴って受講資格条件が厳しくなっている。

### 2) 各養成タイプ別にみた傾向

①*< I-a型；体協タイプアップ・積極利用型>*では、体協の規定する資格に加えて各協会の実情に応じた付加的条件を提示し、その養成目的に明確な意義をもたらせる傾向があるが、*< I-b ; 体協タイプアップ・依存型>*では、付加的条件が少なく、明確な養成目的やその意義付けに積極的に取り組む姿勢に欠けているような傾向がみられる。

②II型（独自路線型）では、全般的に過去の選手養成実績や指導経験年数、本人の実技成績等に対する重視の傾向が見られ、相当の競技実績や実技検定ランクが要求される。この傾向は、特にソフトボール、水泳、スキー等に顕著にみられる。*< I-a型；独自路線型・再検討型>*と*< II-b型；独自路線・従来型>*の受講資格の相違は、その内容の厳しさの点において各々の協会独自の種目的特性に起因しており、全般的な傾向の相違はみられない。しかし、ソフトボールの「最高級指導者」、剣道の「鍊士」「教士」「範士」の受講資格は、その条件さえ満たせば資格認定される仕組みになっており、いわば名誉的資格条件として認定されているといえるであろう。

## 2. 独自路線型協会における指導者養成制度の現状（表IV-2「各種目協会独自の指導者養成制度の現状」参照）

### （1）全般的傾向

#### 1) 目的・役割

普及目的と強化目的の双方が同時に目的として掲げられており、普及→強化への道筋がピラミッド型指導者養成の理念として單一的、直線的な上昇志向の中に位置づいている。従って、下位目的を普及、上位目的を強化として資格付与にランク付けを施す結果となっているといえるであろう。

しかし、例外としては、水泳（水泳部門）において、その種目特性から安全・普及指導と強化指導しが資格上明確に区別され、各々においてランク付けがなされている。

### 2) 養成母体・資格付与・登録の実態

ほとんどの協会が、中央を養成母体としているが、スキーの「準指導員」、卓球の「公認コーチ」、バドミントンの「3級指導員」等は、県単位で養成がなされており、一部の資格は地区で行われている。

資格付与は、制度上、重要な規定であるが、ほとんどの協会では登録制をひき、認定料、公認料、登録料の名目で料金を徴収している。諸費用の平均額は、当然のことながら各種目協会及び資格によってバラツキはあるものの、受験料を含めて年間10,000～75,000円程度と幅がある。この総額については、体協指導者養成制度と比較して全般的に高額となっているといえるであろう。また、名誉的資格（ソフトボール「最高級指導者」、剣道「鍊士」「範士」「教士」等）の付与については、かなり高額の費用負担（20,000～50,000円）が条件となっている。

登録期間は、1～4年の間がほとんどであるが、前途の名誉的資格は終身となっている。

### 3) 養成期間、認定方法

全資格に対して細部にわたる単位数及び時間を規定している協会は、バドミントンを除いて存在せず、講習会開催の規定のみか、あるいは大まかな日数を規定したり、慣行としてその都度日程や時間数を決定したりしている傾向がみられる。体協指導者養成制度に比べて規定が曖昧であり、この点における協会独自の方向性やそれに対する研究、方法が未だ確立していない現状があるようである。

認定方法は、全般的に講習会規定に比べて詳細かつ綿密な内容が盛り込まれ、検定試験の合否によって厳密に決定される傾向をもつ協会（特に水泳、スキー、テニス、ボーリング等）と、資格審査委員会の権限に任せた協会（剣道、ソフトボールの一部、卓球）とがある。いずれにせよ、指導者養成にあたって、認定あるいは検定事項を優先して考慮し、それに合わせて講習会の内容を考慮

している傾向がみられ、「養成」内容より「検定」内容にその規定の重点が置かれているようである。

### (2) 各タイプ別にみた傾向—研修会参加義務規定に関して

特に顕著な相違点としては、<II-a型；独自路線・再検討型>が検定のための講習会の他に研修会参加義務規定を有しない傾向にある（卓球を除く）のに対し、<II-b型；独自路線・従来型>では特に養成制度を定着させている水泳、スキー、テニス等において研修会参加義務規定を有している点である。資格付与のための講習会や養成課程の他に、その資格の維持・継続の条件として研修会を開催し、それを義務づけることは、制度の実質的運用を確立するために重要な活動であると考えられる。

## 3. 各養成タイプ別にみたカリキュラムに関する規定及び実施内容とその特色

### (1) 体協タイアップ型種目協会（I型）のカリキュラム

1) 概要（表IV-3(1)「体協タイアップ型種目協会にみる専門教科カリキュラムに関する概要の枠組」参照）

I型のカリキュラムは、トレーニング科学、スポーツ科学、スポーツ人間学を柱とする共通教科20単位の他に、表IV-3-(1)に示す専門教科40単位以上の受講が義務づけられており、その内容は各種目協会の実情に応じて柔軟に対応できるようになっている。

しかし、大枠としては、「コーチ」「上級コーチ」とも「1. 基礎概論」「2. 指導概論」「3. 実技・演習」「4. テスト」に分けられ、それぞれ表IV-3-(1)に示す内容が部分的あるいは全般的に盛り込まれる傾向にある。「基礎概論」の内容からみて、専門教科といえども共通教科の内容につながる基礎的、全般的視野に立った内容が考えられ、実施されている様子がうかがえる。

### 2) 具体的内容

①<I-a型；体協タイアップ・積極利用型>  
(表IV-3-(2)「体協タイアップ型種目協会にみる専門教科カリキュラムの内容と時間数-a」参照)

各協会とも指導法、技術論を中心にカリキュラムが編成され、相当の時間数が配当されている。

「コーチ」「上級コーチ」の内容の差異については、表IV-3-(2)からだけでは何とも言えないが、サッカーでは「上級コーチ」に総配当時間174.75時間を割り当て、内容的にもかなり充実したカリキュラムを編成しており、長期的、実質的な指導者養成を目指していることがうかがえる。

陸上競技では、2-(4)障害と疾病、救急処置、栄養とコンディショニング、1-(6)発育発達と競技、女性の特性、1-(7)発育発達、等の項目が当該種目の特性をよく示している。ラグビーにおいても安全対策を指導法の中で重視している様子がうかがえる。

#### ②< I - b 型 ; 体協タイアップ・依存型 >

(表IV-3-(3)「体協タイアップ型種目協会にみる専門教科カリキュラムの内容と時間数-b」参照)

< I - b 型>も< I - a 型>と同様、指導法、技術論を中心にカリキュラムが編成されているが、「基礎理論」の枠組において、歴史や他国の現状及び情報を重視している傾向がみられる。種目特性から体操では、採点規則、安全対策、表現法等が特色としてみられ、ハンドボールでは競技規則、審判法、他国の指導法及び他競技のコーチ論が特色として指摘される。

以上、< I - a 型>、< I - b 型>のカリキュラムについては、種目特性に応じた内容の相違は当然のこととして存在するものの、際立った根本的内容傾向の相違はなく、いずれも共通教科を基礎としてバランスのとれた、より具体的な内容の規定とその実施が行われているといえるだろう。

(2) 独自路線型種目協会(II型)のカリキュラム  
(表IV-3-(4)「独自路線型協会にみるカリキュラムの内容と時間数」参照)

#### 1) 概要

規定上、明確にカリキュラムの内容と時間数が示されているのは、バドミントンと水泳の一部資格についてのみであり、全体的に内容が大まかで、カリキュラム編成の背景にある指導者養成に対する根本的考え方、ないし具体的方法論が欠如している傾向にある。内容的には、各々の種目特性に

応じた専門教科が中心であり、それぞれ学科・実技・テストに類別される。

とりわけ、バドミントンでは、「講義」と「指導法」とが明確に区別され、後者の中に「青少年への指導法」「対象者の特性に応じた指導法」が取り上げられており、各年齢段階、発達段階における指導法への工夫に対する配慮がみられる。また、水泳では、「競泳2種コーチ」養成カリキュラムにおいて、かなり細分化された講義内容が設定されており、科学的知識の普及、具体的な指導法へのアプローチがカリキュラム編成上、工夫され研究されている様子がうかがえる。

#### 2) I型(体協タイアップ型)との比較検討

独自養成型(II型)カリキュラムは、体協タイアップ型(I型)と比較すると共通教科の内容がほとんど欠落しており、その上専門教科における内容の検討も、一部協会を除いて未だに確立されていないように思われる。従って、II型協会におけるカリキュラム編成上の工夫、研究が、各種目特性や協会の組織的実情及び養成目的に応じて今後さらに推進される必要がある。そして、それらのマニュアルが、具体的なカリキュラム編成の枠組として規定に盛り込まれるよう明示されることが重要であろう。

### 4. 各養成タイプ別にみた歴史的経緯と活動の現状に対する評価及び今後の対応—指導者養成関係者のインタビュー及び質問紙回収内容から(表IV. 参照) —

#### 1) 歴史的経緯

体協指導者養成制度以前に独自の養成制度に着手しており、その養成実績をふまえて体協指導者養成制度を自種目の実情に応じて積極的に利用し、活用していくとする姿勢がうかがえる。

#### 2) 指導者養成活動の現状に対する評価及び今後の対応

体協指導者養成制度に対しては

①養成規模(人数)に限界があり、各種目協会の実情にあったより多くの指導者が養成できるよう制度の運用を工夫すること<->

②受講者の指導経験年数や実績に応じたきめ細かい養成段階の設定や、それに応じた養成カリキ

ュラムの柔軟な適用等、養成方法の改善を図る必要性があること<－>

③補助金や予算割当て等に絡む経費負担額及びその時期、方法を明確にし、各種目協会がそれについて効率的な運用の可能な計画性がもてるよう改善する必要性があること<－>

④指導者資格が社会的、個人的にどのような特典として認められているのか、あるいは認めていく必要があるのかを再考し、実質的な特典内容を明らかにしていくこと<－>

⑤共通教科に対して、その指導者養成における重要性を充分に認識していること<＋>

等の評価が与えられており、これらを改善、充実させながら今後の指導者養成の独自の工夫を加えていこうとしている。

従って、これら養成の歴史と現状をふまえて、文部省認定資格制度に対しては、総じてこれまでの養成制度を生かす目的を最優先させるため、保存的に対応せざるを得ない傾向を生み出している。

(2)< I - b 型；体協タイアップ・依存型>

#### 1) 歴史的経緯

体協指導者養成制度以前に独自の養成制度はなく、制度発足と同時に足並を揃えているため、体協指導者養成制度に依存した姿勢がうかがえる。

2) 指導者養成活動の現状に対する評価及び今後の対応

体協指導者養成制度に対しては

①共通教科を受講する場合、一般社会人（特に会社員等）に対して単位数や時期、場所をその時間的都合に応じて受講しやすくなるように配慮する必要性があること<－>

②どのようなテーマ・内容に対してどのような講師が適任かといった講師人選やその確保のために、ある程度の基準や運用の統一的示唆を示す必要性があること<－>

③指導者資格の特典について再考する必要性があること<－>

④マイナー種目におけるあらゆる面での協会活動の限界とそれに伴う養成講習等の資金的、時間的、人員的制約に対する配慮が不足していること<－>

⑤共通教科に対する指導者養成上の意義、重要

性を充分に認識していること<＋>

⑥各種目協会の指導者養成に対する共通な認識のもとにコーチ制度を一体化し、一貫性のあるものにしていくことは重要な意義があること<＋>等の評価が与えられる。しかし、このような養成の改善点については、自協会の改善の余地はあまりなく、消極的に対処していこうとしている。

従って、これらの養成の歴史と現状をふまえて、文部省資格認定制度に対しては、その単位数、時間数の消化に対応するだけの各種目協会側における力量に不安を感じ、柔軟にそれらに対応できるような改善を求める傾向を生み出している。

(3)< II - a 型；独自路線・再検討型>

#### 1) 歴史的経緯

< II - a - ア型；独自路線・再検討・開始型>は、これから種目協会独自の指導者養成事業に着手しようとしており、バスケットボールは講習会、研修会方式で徐々に体制化を図り、ソフトボールは昭和61年度から制度的養成に着手している。

< II - a - イ型；独自路線・再検討・停滞型>は、相当年数の養成経過を経ているが、未だにその実質的な体制作りの途上にある様子がうかがえる。

2) 指導者養成活動の現状に対する評価及び今後の対応

協会独自の養成の可能性を追及することにより、各種目に合致する一貫した指導者養成制度に関する体制作りを目指しているが、

①選手育成や当該種目の活動普及に実質的貢献をしないで、あるいは当初から貢献しようとしていない資格の権威、名誉のみに固執した、いわば名目的資格取得者が増加していること<－>

②①と関連して、いったん資格を取得した指導者が次の段階の資格取得に向かって養成を継続的に行わず、指導に対する進歩的志向の欠如がみられること<－>

③資格を取得しても、それに対する実質的特典や社会的恩恵を感じないため、受講者が減少していく傾向にあること<－>

④協会側（主催側）及び受講者側に運営費をはじめ諸事務費、人件費、交通費、宿泊費等の経費負担がますます増加し、その分担をめぐる重圧が

存在すること<－>  
等に悩まされている現状にある。

従って、これらの養成の歴史と現状をふまえて、文部省資格認定制度に対しては、統一的カリキュラムの充実が実質的な指導者養成の達成に役立つものと期待する反面、それに伴う協会側負担をこれ以上重くしたくないという認識とカリキュラムに対する柔軟な対応を求める傾向を生み出している。

#### (4)<II-b型；独自路線・従来型>

##### 1) 歴史的経緯

戦前に制度が発足した古い歴史をもつ一部協会も含めて、独自の養成制度がある程度定着し、その資格付与に対する社会的認知も比較的高い傾向にある。

##### 2) 指導者養成活動の現状に対する評価及び今後の対応

ボーリングを除き、指導者養成の体制作りもほぼ完成しているという認識があるため、これまでの活動の現状に満足しているとする意見、あるいは肯定的評価を下す傾向が強い（但し、水泳のシンクロ、飛込部門は例外）。

従って、これら養成の歴史と現状をふまえて、文部省資格認定制度に対しては、これまで育成してきた独自の指導者養成制度に対する歴史的、経済的基盤を崩されたくないとする保守的傾向を生み出している。

## V. 提言—まとめにかえて

### 1. 各種目協会における指導者養成制度及びその活動を左右する要因について—指導者資格の特典に関連して

これまでの分析結果から、体協の指導者養成制度に準じ、これと完全にタイアップした形で指導者養成を進めている種目協会（I型）と、それとは別に独自の指導者養成を進めている種目協会（II型）があることが理解されたが、その内容は、当該種目協会の歴史的経緯、活動状況、及びそれへの関係者の評価や対応の仕方によって様々にタイプ分けされる結果となった。

しかし、これらのタイプ分けされた協会において、共通に存在する問題点が、各種目協会の養成

制度及びその活動の実態を左右しているように思われる。それは、表IV「各タイプ別にみた指導者養成の歴史的経緯と現状及びその評価と今後の対応」の項目の中でも共通して指摘され得る点であるが、

①受講者側からみた資格取得に対する実質的特典の無さ  
とそれに対応した

②主催協会側にとっての経費負担及び資金的基盤への重圧の問題である

特に、これらの問題点については、独自養成型協会における制度の維持、存続、発展にとって大きな疎外要因となっており、<II-a型；独自路線・再検討型>と<II-b型；独自路線・従来型>とを分かつ主たる要因ともなっている。

また、①の問題点の反動として、受講者に名誉的、権威的志向をもつ指導者が増加し、それらの指導者が実質的な普及、強化に何ら役立っていないとする傾向も生まれている。

ここに、各種目協会が「何を目指して」「どのような」指導者を養成しようとするのかについて、今日の社会状況の変化とそれに伴う大衆スポーツの隆盛、生涯スポーツへの志向というスポーツ状況の適確な把握のもとに、再度考え直す必要が生じてきていよう。すなわち、それは普及と強化の2つの指導者養成目的を厳密に区別し、普及志向の指導者にとって何かが特典となるのか、強化志向の指導者にとってのそれは何かを熟慮し、それぞれのニーズに従って別々の特典体系、特典認識にもとづいた指導者養成に着手する方向性を打ち出す必要があろう。

しかし、これら2つの養成目的に対応した一貫した指導者養成体制作りを阻害する社会的背景として、わが国特有のクラブ育成の歴史的欠如や学校教育主体の選手養成の問題が大きく横たわっている。したがって、このような歴史的、社会的阻害要因に対する認識を深めつつ、養成指導者の実質的な社会的認知を高めていくために、性急な問題の解決を志向するのではなく、徐々に各層のニーズに対応した協力的関係を保ちながら、長期展望に立った指導者養成体制を形成していくことが重要であろう。

## 2. 統一的カリキュラムの重要性について

指導者養成制度は、本来、その「養成」の意味からして短期的、名誉的資格の付与では実質的に役立つ指導者を生み出すことは不可能である。常に社会状況や時代の変化に対応し、それに伴って変化するスポーツ状況を総合的に分析し、理解し、適確に判断しながら各競技種目における普及、強化に役立ち得るような資質を高めていかなければならない。このような大局的見地に立てば、体協指導者養成制度にみられるような養成カリキュラムにおける共通教科的内容の充実と、それに基づいた各専門教科の充実、発展が図られなければならないであろう。その意味で、体協指導者養成制度のカリキュラム編成と特に共通教科における指導者養成制度に関する講習内容の一体化は、幅広い人材の育成とより広い視野に立った指導者の養成という点で重要な意義をもつものであるし、今後ともその重要性は高まっていくであろう。

一方、体協指導者養成制度に依拠していない種目協会独自の養成制度の現状には、その主旨は別にしても、カリキュラムの内容編成に偏り（専門・実技中心）がみられ、何よりもその規定のあり方が検定中心で、そのために短期講習会が存在する

という実態が否めない傾向としてうかがえる。また、それに関する規定すら明確に打ち出せない協会も多く存在しているのが実情である。つまり、独自の養成制度を有する種目協会においては、「何を」「どれくらい」教えたたらよいのかというカリキュラムに対する根本的理念とその具体化に向けた共通のコンセンサスが欠如している傾向があるようと思われ、それが、今後の養成のあり方を左右する大きな問題点としてクローズアップされてくると考えられるのである。

従って、そこではやはり、一貫した指導者養成制度の核となり、またその指針となり得る何らかの統一されたカリキュラム編成が必要となってくるようと思われる。この意味において、体協指導者養成制度ならびに文部省資格認定制度によって提示される統一的カリキュラムは、その運用の仕方については各種目協会の組織的実情や種目特性に起因する内容の選択に大きく左右されるであろうが、各種目協会の養成システムに大きな影響を及ぼすものといえよう。各種目協会においても、この統一的カリキュラムの意義を再認識し、その歴史、種目的特性に応じた養成システムをさらに検討していくことが必要であろう。

表II 資料収集の方法

	調査日時	場所	方法	被調査者	備考
陸上競技	'87.1.22. 12:30-13:30	岸記念体育館 食堂	質問紙による直接 インタビュー	佐々木	電話による補足インタビ ューあり
バレーボール	'87.1.23. 13:30-15:30	宮沢研究室 (駒沢大)	同 上	宮沢	—
サッカー	'87.1.26. 13:40-14:20	松本研究室 (筑波大)	同 上	松本	電話による補足インタビ ューあり
ラグビー	'87.1.28. 11:40-12:20	高森研究室 (筑波大)	同 上	高森	同 上
体操	'87.2.9.	—	郵送による資料収 集	遠藤	同 上
ハンドボール	'87.1.27. 15:00-15:30	大西研究室 (筑波大)	質問紙による直接 インタビュー	大西	—
ホッケー	'87.1.26. 15:30-16:30	朝日新聞本社	同 上	祖父江	—
柔道	'87.2.7. 11:00-12:00	講道館事務局	同 上	米重	—
バスケットボール	'87.1.28. 13:30-14:20	二階堂高校	同 上	手嶋	電話による補足インタビ ューあり
ソフトボール	'86.12.16. 14:00-14:40	岸記念体育館 事務局	同 上	岩崎 高岡	同 上
卓球	'86.12.22.	—	郵送による資料収 集	尾崎	同 上
バドミントン	'87.1.10.	—	郵送による質問紙 収集	里見	同 上
水泳	'86.12.22. 14:00-14:30	岸記念体育館 事務局	質問紙による直接 インタビュー	菊池	シンクロ・飛込は電話に によるインタビュー
スキー	'87.1.17. 15:00-15:40	同 上	同 上	大山	電話による補足インタビ ューあり
テニス	'87.1.22.	—	郵送による質問紙 収集	清水	—
ボーリング	'87.1.23. 11:00-12:00	協会事務局 (港区芝)	質問紙による直接 インタビュー	赤木	電話による補足インタビ ューあり
剣道	'87.1.24. 14:30-15:30	日本武道館事 務局	同 上	武藤	同 上

表III 各種目協会における指導者養成制度に関する概要

概要 種目 協会名	『歴史』 『制度の制 度以前の 体験成 就職	『目的』 『教化と 普及の区 別	体協の制度の実施		独自の養成制度の有 無		養成期 間の規 定期定		度の実施		研修会への 義務的 義務	参加費 の支 用 (単位 交通費)	実質的特典	
			コーチ 上級 コーチ	総養成 人數	制度規 定期定	カリキュラ ムの規定 (内容・時間)	自主ア シス作成	総養成人數						
陸上競技	○	○	○	370人	○	○	○	○	○	○	200人	○	1,500円	△
バレーボール	○	○	○	371	×	/	/	/	○	○	○	○	1,500	△
サッカー	○	○	○	345	○	○	○	○	×	2,798	○	○	1,500	△
ラグビー	○	○	○	168	×	/	/	/	×	/	×	1,500	△	×
体操	×	○	○	116	×	/	/	/	×	/	×	1,500	△	×
ハンドボール	×	○	○	118	×	/	/	/	×	/	×	1,500	△	×
ホッケー	×	○	○	96	×	/	/	/	×	/	×	1,500	△	×
柔道	×	○	○	200	×	/	/	/	×	/	×	1,500	△	×
バスケットボール	×	△	○	58	×	/	/	/	(研修会参加) (入数の額定)	/	△	1,500	△	×
ソフトボール	×	×	○	34	○	○	△	○	△	○	833	×	10,000	○
卓球	○	△	×	49	○	×	○	○	○	2,390	○	1,000	○	×
ハンドミントン	○	○	×	7	○	○	○	○	○	3,166	×	3,300	○	×
水泳(水泳部門)	○	○	○	83	○	△	△	○	○	23,367	○	16,000	○	○
スキーアクション	○	△	○	60	○	△	△	○	○	23,356	○	25,000	○	○
テニス	○	×	○	4	○	○	△	○	○	3,475	○	33,000	○	○
ボーリング	○	△	○	17	○	×	△	○	○	526	×	16,000	△	△
剣道	○	×	×	0	○	×	○	○	( 531 )	×	75,000	△	△	△

\*注1)記号説明：○=有、×=無、△=一部有、□=一部無。  
 \*注2)各協会は、指導者養成会員登録簿(年間登録簿)に登録してある数。  
 \*注3)「資格付与のための登録料」は、明らかになつていている他の平均値を算出したが、全てを網羅しているわけではなく、正確な数値ではない。

表IV-1 各種目協会における指導者の種類とその受講資格一特に体協の指導者養成に対する対応の現状

No.1

種類 競技 項目	有無 受講資格	上級コーチ		受講資格 人数	有無 受講資格 人数	上級コーチ 受講資格 人数	種類 人數	独自の指導者養成	
		コーチ 登録	受講資格 登録者					1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者	受講(実験)資格 登録者として講師登録者 ある県協会の推薦者。年会制限 約200人間(3年間)
陸上競技	○	陸上競技連盟会員登録者で 4月1日前迄登録	307	○	○	1) 全日本陸上競技連盟会員登録者 2) 各協会・連盟団体の講師会員登録者 3) 県協会登録者	63	1) ジョギング指導者 2) 普及運動指導者登録者 3) 県協会登録者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者
バスケットボール	○	バスケットボール指導員登録者 として中央連盟登録の者	144	○	○	1) 全日本バスケットボール連盟会員登録者 2) 各協会・連盟団体の講師会員登録者 3) 県協会登録者	227	1) リーダー 2) 全国少年サッカーフェスティバル指 導者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者
サッカー	○	サッカーリーグ、県協会長の 登録手帳で中央連盟登録の者 が24歳以上上の者	89	○	○	1) 公認コーチの資格 2) 各種選手又はコーチ歴7 年以上の者 3) 基本技術能力の終了3級以上 4) 安全知識理解する事が望まし い 5) 27歳以上の者	256	1) 開催会登録者 2) 全国少年サッカーフェスティバル指 導者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者
ラグビーフットボール	○	ラグビーフットボール登録者 として登録の者	116	○	○	1) 全日本代表登録者 2) 各種選手登録者 3) 一般登録者	52	1) 全日本代表登録者登録者 2) 各種選手登録者登録者 3) 一般登録者登録者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者
体操	○	中央協会登録登録者	36	○	○	1) 協会会員登録者	80	1) 協会会員登録者 2) 各地区優秀選手育成センター指 導者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者
ハンドボール	○	ハンドボール登録者	89	○	○	1) 協会会員登録者	29	1) 協会会員登録者 2) 各地区優秀選手育成センター指 導者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者
ホッケー	○	中央協会登録者	68	○	○	1) 協会会員登録者	28	1) 協会会員登録者 2) 各地区優秀選手育成センター指 導者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者
柔道	○	柔道の者(女子は3段以上)	200	×	○	1) 中堅以上のコーチ	35	1) 中学校指導者研 修会 2) 全国アーチャー講習会 3) 全国ミニバスケットボ ール講習会	1) 中学校指導者研 修会 2) 各地区優秀選手育成センター指 導者 3) 小学生指導者研 修会
バスケットボール	○	バスケットボール登録者	23	○	○	1) 中央協会登録登録して いるコーチの登録者	0	1) 初級指導者(5級) 2) 中級指導者(3級) 3) 上級指導者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者
ソフトボール	○	ソフトボール登録者	X	○	○	1) 中央協会登録登録して いるコーチの登録者	34	1) 初級指導者(5級) 2) 中級指導者(3級) 3) 上級指導者	1) 中央連盟登録後5 年3月31日現在35歳以 下の各協会・連盟団体の講 師会員、運営会員加 入者

表IV-1 各種目協会における指導者の種類とその受講資格―特に体協の指導者養成に対する対応の現状 NO.2.

	コーチ			上級コーチ			強自の指導者養成		
	有無	受講資格	人数	有無	受講資格	人数	種類	受講(兼)資格	人数
ソフトボール(競)	×		○				4)最高等級指導者(ローラー) 1)永年に渡りソフトボールの発展に貢献し、功績 卓著な者 2)監督選手は5才以上、監督選手は10才以上、 3)監督選手は20才以下 4)監督選手は5才以上、監督選手は10才以上、 5)監督選手は20才以下	※合計 833(S.61)	
卓球	×		○				1)公認コーチ 2)1級公認指導員 3)2級公認指導員 4)3級公認指導員	2,290 (S.61)	
バドミントン	○						1)単独5年以上にヨコモチ活動をする場合 2)単独5年以上にヨコモチ活動をする場合 3)単独5年以上にヨコモチ活動をする場合 4)単独5年以上にヨコモチ活動をする場合	674 (S.59,12)	
水泳	○	1)競泳二種コーチ取得者	60	○		23	1)競泳二種コーチ 2)競泳二種コーチとして5年間継続して指導した者 3)競泳二種コーチとして5年未満で指導した者 4)競泳二種コーチとして5年以上にヨコモチ指導者として指導した者 5)競泳二種コーチとして5年以上にヨコモチ指導者として指導した者 6)一般水泳指導員	1,660 (S.60)	
							1)競泳二種コーチとして5年間継続して指導した者 2)競泳二種コーチとして5年未満で指導した者 3)競泳二種コーチとして5年未満で指導した者 4)競泳二種コーチとして5年以上にヨコモチ指導者として指導した者 5)競泳二種コーチとして5年以上にヨコモチ指導者として指導した者 6)一般水泳指導員	210 (S.60)	
							1)競泳二種コーチとして5年以上にヨコモチ指導者として指導した者 2)競泳二種コーチとして5年未満で指導した者 3)競泳二種コーチとして5年未満で指導した者 4)競泳二種コーチとして5年以上にヨコモチ指導者として指導した者 5)競泳二種コーチとして5年以上にヨコモチ指導者として指導した者 6)一般水泳指導員	16,925 (S.60)	
							1)講習会等受講料を支拂った者 2)講習会等受講料を支拂った者	2,276 (S.60)	
							1)講習会等受講料を支拂った者 2)講習会等受講料を支拂った者 3)講習会等受講料を支拂った者 4)講習会等受講料を支拂った者 5)一般水泳指導員	138 (S.60)	
							1)第二種シングルコーチ 2)第一種シングルコーチ 3)上級シングルコーチ	292 (S.61)	
							1)講習会等受講料を支拂った者 2)講習会等受講料を支拂った者 3)講習会等受講料を支拂った者 4)講習会等受講料を支拂った者 5)各指導者会員が大会に出場する場合、上級は金日本トック	41 (S.61)	
							1)競泳二種指導者 2)競泳二種指導者	9 (S.61)	
							1)各指導者会員が大会に出場する場合、上級は金日本トック 2)各指導者会員が大会に出場する場合、上級は金日本トック 3)競泳二種指導者 4)競泳二種指導者	約270 大部会により、電話イタリヤーたため、詳細は不明	

表IV-1 各種目協会における指導者養成に対する対応の現状  
——特に体協の指導者養成に對する対応の現状——

NO 3.

有無	コーチ	上級コーチ		自の指導者養成	
		受講資格	人数	受講資格	人数
スキー	○	60	×	1) 基礎スキー準指導員 2) 基礎スキー指導員	1) 20才以上(年齢)の資格修得会員(会員登録)了了者 2) 3才以上(年齢)の資格修得会員(会員登録)了了者 3) 受講料支払済者 4) 技能テスト上級取扱者
テニス	×	○	○	1) 2級公認指導員 2) 1級公認指導員	1) 20才以上(年齢)の資格修得会員(会員登録)了了者 2) 20才以上(年齢)の資格修得会員(会員登録)了了者 3) ①日本テニス協会会員 ②日本テニス協会会員 ③日本テニス協会会員 4) ①日本テニス協会会員 ②日本テニス協会会員 ③日本テニス協会会員
ボーリング	○	1) 22才以上(年齢) 2) 口笛(運営責任者)持込 3) 運営規則遵守(運営規則遵守)	17 (年齢による)	※規定はあるがなし	1) 20才以上(年齢)の資格修得会員(会員登録)了了者 2) 20才以上(年齢)の資格修得会員(会員登録)了了者 3) 中央委員会員特に認めた者
剣道				() 指導制度	1) 6段以上(年齢)で審判能力を有する者 2) 5年会員登録(年会員登録)5年以上して新道に功績のあつた者(但し認定を要す) 3) 剣道会長の推薦及び連盟会長の承認
				() 純士	1) 純士7段受験者で指導力と有能な者 2) 各道の(年会員登録)5年以上して新道に功績のあつた者(但し認定を要す) 3) 教士
				() 純士	1) 純士8段受験者で指導力と有能な者 2) 各道の(年会員登録)5年以上して新道に功績のあつた者(但し認定を要す) 3) 純士

表IV-1 各種目協会における指導者の種類とその受講資格  
—特に体協の指導者養成に対する対応の現状—

種類	コーチ		上級コーチ		独自の指導者養成	
	有無	受講資格	人數	有無	受講資格	人數
剣道 (柔流)						
1) 講習会 (講習会員登録者)	○	有	1) 受講資格 (講習会員登録者)	○	受講(験)資格 (講習会員登録者)	約300 (年間)
2) 地区指導者講習会	○	有	2) 学校指導者登録者 (講習会員登録者)	○	受講(験)資格 (講習会員登録者)	約200～ 300(年間)
3) 中堅指導者講習会	○	有	3) スポーツ少年指導者登録者 (講習会員登録者)	○	受講(験)資格 (講習会員登録者)	約50 (年間)
4) 中央講習会	○	有	4) 地区指導者登録者 (講習会員登録者)	○	受講(験)資格 (講習会員登録者)	約65 (年間)
5) 剣道研究会	○	有	5) 県立競技場指導者登録者 (講習会員登録者)	○	受講(験)資格 (講習会員登録者)	30 (年間)
※ 尚受講登録者は称号( 鎌士、教士 ) の准講師格を得ることができる( 特に 1 ) 2 ) の ① 5段以下は各県連盟による推薦 ② 6～8段は中央連盟による推薦						

注)「コーチ」「上級コーチ」の受講資格欄で空欄になっている割合は、日本体育協会が規定する資格に準じていていることを示す。原則として各都道府県協会が推奨し、中央

注)「コーチ」「上級コーチ」の人数は、S 6 1-0. 1現在で、体協において登録されている者に限定した。各協会において研修を終えた数は、この数字よりも多いとい

注) ソフトボールの登録者は担当者が海外研修により不在ため、全登録者数しか把握できない。

表IV-2 各種目協会独自の指導者養成制度の現状 —目的・養成方法・登録方法・その他

登録主文名	登録名	登録年齢	登録の有無	登録料(規定上の有無)	登録料(規定上の有無)	登録料(規定上の有無)	登録料(規定上の有無)	登録料(規定上の有無)	登録料(規定上の有無)	登録料(規定上の有無)	登録料(規定上の有無)	登録料(規定上の有無)
競技力強化科	1) 頭泳二種 コーチ	①科学的な指導法指揮理論の修得 ②指導者の発掘・育成・指導	中央	14H+テスト1.5H	○	○	○	○	○	○	○	○
	2) 頭泳一種 コーチ	①指導者実験技術の実験と指導技術を持つ者に対する指導力の発達、育成、指導のより高度な能	中央	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	3) 頭泳上級 コーチ	①日本を代表するコーチ ②指導技術に関する専門知識、技能 ③一流競泳指導者の具備	中央	×	○	○	○	○	○	○	○	○
及・事・故・防・止・指・導・員	1) 一般水泳 一種指導員	①水泳指導に関する専門的知識・技能を有する ②初級者の水泳指導並びに管理	中央 または 加盟団体	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	2) 一般水泳 二種指導員	①水泳指導に関する専門的知識・技能・指導力及びその応用力を有する ②第二種指導員の指導実験並びにその検定試験委員となる能力を有する	中央 または 加盟団体	×	○	○	○	○	○	○	○	○
	3) 一般水泳 上級指導員	①水泳に関する高度な専門知識・技能・指導力を有する ②わが国における水泳の普及及び指導の中心 ③第三種、第一種指導員の検定委員となる	中央 または 加盟団体	×	○	○	○	○	○	○	○	○
(シンクロナイズドスイミング) 普及・技術部会・指導員	1) 第二種シ ンクロコーチ 2) 第一種シ ンクロコーチ	①シンクロ指導についての基礎知識及び技能を有する ②初級者の指導及び管理 ①シンクロ指導についての基礎知識及び技能を有する ②中央連盟の指定する競泳会に出場する選手を育成できる	中央	× (講習会規定 は有り)	○	○	○	○	○	○	○	○

表IV-2 各種目協会独自の指導者養成制度の現状

No.2

——目的・養成方法・登録方法・その他

実践手段名	資格名	目次	認定・登録	認定方法	登録方法	登録料(受講料その他の)
		基準	基準	の有無	の有無	登録料年間
(シンクロナイズドスイミング)	3) 上級シニア クロロコーチ	①シンクロにに関する高度の専門的知識・技能を有し、第1種コーチ研修した経験のある者 ②能部二種、第一種、上級コーチの検定委員となる。	中央 (講習会規定は育り)	①レポート提出 ②合格後、年1回のコーチ研修会参加義務	○ ○	○ 3,000 (12,000) 直接受験料 5,000円
※ (飛込)	1) 飛込二種 2) 飛込一種 3) 飛込上級 指導者	①普及。底辺航大 ②全国大会出場クラブの育成 ③全日本トップクラスの育成	中央	× ①レポート提出 ②検定試験 ③合宿後、年1回の研修会参加義務 (※ 詳細は不明)	○ ○ ○	○ 不明 不明
スキーヤー	1) 基礎スキーヤー 一準指導員	△ ①急救法 (理論2H、実技4H以上) ②養成課程の規定はあるが時間の規定はない	県	①原則として3日間 ②実技、理論、指導法 ③理論の内容、採点基準は、「基礎スキーヤー検定基準2. 準指導員検定」によって規定される。 ④研修会(3日) 実技8H以上・理論4H以上 ⑤年に1回の参加義務(2年連続欠席者は資格喪失)	○ ○	○ 1,000 1 加盟団体を通じて中央登録へ 登録料 公認料 10,000円 バッジ代 1,500円 ワッペン代 700円
主に普及及	2) 基礎スキーヤー 一指導員	△ ①普及をもち、その普及と発展を図る	中央	①原則として4日間 ②原則には、「基礎スキーヤー検定基準1. 指導員検定」による。詳細は省略。)	○ ○	○ 1,000 1 登録料 ライセンス料 3,000円 公認料、バッジ代、ワッペン代は上記と同じ
チニス	1) 2級公認 指導員 2) 1級公認 指導員	△ ①トレーニング経験、教練法、テニス理論、ルール、実技の検定、採点で合否を決定 ②70点以上(基準)	中央又は9プロックの地団体会	○ ○	○ 約3,300 (認定料) 3 直接受験料 20,000円 バッジ代 1,000円	
ボクシング	1) 週間指導員 アシスタント 2) 指導員	△ ①地域の学校、クラブを訪問 ②正しいボクシングの基礎的な技術指導及び一般的な身体活動の指導 ③組織の育成指導、競技会やリーグ戦のセクレタリー(競技会幹事) 統一した選手強化を推進するため	中央 (講習会規定は育り)	○ ○ 上記と同様	○ ○ ○ (1) ○ (1) ○ (1) ○ (1) ○ (1)	△ 登録料 審査料 会員登録料 前会員登録料 15,000円 上記と同様 (運営料) 登録料 審査料 会員登録料 前会員登録料 15,000円 上記と同様

表IV-2 各種目協会独自の指導者養成制度の現状 ——目的・養成方法・登録方法・その他 No.3

開発主持者	資格名	目的・役割!	委成母体	委成文書有無 (規定上の有無)	認定方法	登録料年間 登録期間	登録方法	備考(受講料その他の費用)	
								資格付与の有無	登録料の有無
金刀道	1) 錦士 (称号制度) 2) 教士 3) 純士	指導者としての人格、鑑見、指導力、審判能力を有し、筋道の普及及発展に貢献した者に付与	中央	※養成15名による審査員で10名以上の同意が必要 ※資格付与のみの規定	× 上記と同様	○ ○	20,000 30,000	終身 終身	審査料 10,000円 同上
(講習会) 1) 青少年指導者 2) 地区指導者 3) 中堅指導者 4) 中央指導者 5) 研究指導者	①学校指導者、スポーツ少年団、道場指導者の育成 ①県内の支部指導者の育成 ①実技関係の裏中の鍛成と指導の元気 ①県のトランブ拉斯指導者と県競技会の開催を求める ①研究企画についての対策を図る	中央 (2日-15Hの慣行) 中央 (2日-15Hの慣行) 中央 (4日間の慣行) 中央 (3日間の慣行) 中央 (3日間の慣行)	× × × × ×	× × × × ×	× × × × ×	○ ○ ○ ○ ○	20,000 30,000 50,000	終身 終身 終身 終身 終身	審査料 10,000円 同上 同上 同上 同上
普及強化化	1) (全国ミニバスケットボール研修会) 2) (全国中学校指導者研修会) 3) (全国プロバスケットボール研修会)	①小学生に対するミニバスケットボールの普及 ②小学生指導者を対象にした普及 ①中学校生徒の競技力の向上 ②中学校指導者の指導技術の向上 ①高校生徒の競技力の向上 ②高校指導者の指導技術の向上	中央 (2日間の慣行) 中央 (3日間の慣行) 中央 (3日間の慣行)	× × ×	× × ×	○ ○ ○	500 500 500	1 1 1	県協会を基で中央へ 認定料 1,500円
バスケットボール 主に普及及	1) 初級指導者(5級) 2) 中級指導者(4級、3級) 3) 上級指導者(2級、1級) 4) 最高級指導者(ローラー、ラウンド)	県 ①正しいソフトボール競技規則の伝達普及 ②正しく安全な競技法の指導および競技力の向上 ③国民の健康と体力向上に寄与する	1日間 2日間 2日間 2日間	○ 上記と同様 上記と同様 ①委員会で審査資格の条件を満たした者を認定する	①学科(指導者の心得、競技規則、健康新医学 ②実技(審査指導法、技術指導法、選手の管 理法、その他)テスト ③実技(審査指導法、技術指導法、選手の管 理法、その他)テスト	○ ○ ○ ○	500 500 500 500	1 1 1 ×	認定料 2,000円 認定料 3,000円 認定料 20,000円

表IV-2 各種目協会独自の指導養成制度の現状 ——目的・養成方法・登録方法・その他

競技支名	資格名	■白字・受験		■黒字・実習		言 忍	定 方 法	登録期間	登録方法	備 考 (受講料その他の)
		資格付与の有無	登録料年間	資格付与の有無	登録料年間					
卓球 主に普及化	1) 公認コーチ	①卓球指導者の品性向上と技術の向上 ②卓球の普及、発展及び組織の充実	県	×	○	①中央協会または加盟団体の行う講習会が終了した者又は、特に所属加盟団体長が選任ど認められた者にて当該加盟団体長が申請を行い、委員会がこれを審査する	○	2(2000)	2(2000)	2年任期更新可能(年次更新不可)
ハンドボール	1) 3級公認指導員	①地域におけるバドミントンのグループやクラブ的技術や一般的身体活動の指導を行ない、組織の育成を図る	県	○	○	①県協会が開催する講習会を受講し、所定の資格取得試験に合格した者	○	×	会員登録料200円	会員登録料200円
	2) 2級公認指導員	①各地域でバドミントンの技術指導の中核となる ②都道府県で行う指導者の育成指導にあたる	地区	○	○	①地区指導委員会開催の講習会を受講し、所定の資格取得試験に合格した者	○	×	会員登録料200円	会員登録料200円
普及強化	3) 1級公認指導者	①各地域でバドミントンの技術指導の中核となり、中央協会で行う指導者の育成指導にあたる ②高度の技術指導を行うとともに新たなる技術の研究開発にもあたる	中央	○	○	①中央協会主催の講習会を受講し、所定の資格取得後定試験に合格した者	○	×	会員登録料200円	会員登録料5000円

表IV-3-(1) 体協タイプアップ型種目協会にみる専門教科カリキュラムに関する概要の枠組み

コーチ養成コース		上級コーチ養成コース	
大枠	小枠 内容	大枠	小枠 内容
1. 基礎概論	(1) 歴史 (2) 日本の現状及び世界情勢 (3) 協会(連盟)組織 (4) 指導者の役割 (5) 競技力向上策 (6) 総論	1. 基礎概論	(1) 歴史 (2) 日本の現状及び世界情勢 (3) 協会(連盟)組織 (4) 上級コーチの役割 (5) 指導者養成 (6) 競技力向上策 (7) 総論
2. 指導概論	(1) 指導法、技術論、トレーニング論、コーチ論 戦術論 (2) 競技規則、審判法、競技会運営 (3) 施設、用具・器具の特性、管理 (4) 安全対策	2. 指導概論	(1) 指導法、技術論、トレーニング論、コーチ論 技術分析、戦術論 (2) 競技規則、審判法、競技運営・管理 (3) 施設、用具・器具の特性 (4) 安全対策・管理
3. 実技・演習	指導法、トレーニング法	3. 実技・演習	(1) 指導法 (2) トレーニング法 ※ 外国コーチ招聘時の活用
4. テスト		4. テスト	

注) 勘日本体育協会振興課提供資料 No.6 「公認コーチ養成コース実施競技にみる専門教科カリキュラム概要」を加筆・修正したもの。

表W-3-(2) 体協タイプ型種目協会にみる専門教科カリキュラムの内容と時間数

— a. 競技種別利用型の場合 —

種目協会名 内答規定の種類 資格名	「勧日本体育協会認スポーツ指導者制度」による										上級コーチ 左 同 右 上級コーチ 左 同 ダビーショットボクシング				
	コーチ		上級コーチ		コーチ		上級コーチ		コーチ						
	枠組	内容	時間(H)	枠組	内容	時間(H)	枠組	内容	時間(H)	枠組					
事 業 戸 門 教 育 手 斗 力 リ キ ニ ラ ム	1-1)	歴史	3.25	1-3)	協会組織	1.5	1-3)	組織と運営	1.0	1-4)	役割	2.0	1-4)	役割	1.0
	-3)	協会の事業	1.5	-6)	発育発達と競技	5.5	-4)	役割	2.5						
	-3)	組織と運営	3.0	"	女子の特性	2.5	-7)	発達発育	2.0						
	-4)	役割	1.5												
	-7)	一般理論	8.0												
	2-1)	指導論・法	6.0	2-1)	トレーニング理論	9.25	2-1)	トレーニング論	8.5	2-1)	トレーニング論	10.5	2-1)	トレーニング理論	1.5
	"	指導計画案	8.0	-1)	コーチング法	10.75	"	指導計画案	6.0	"	技術論	16.0	"	指導論・法	4.5
テ ク ニ ク リ ア ル ス ト リ ム	"	戦術理論	4.0	-1)	技術論	4.5	-2-4)	傷害と疾病	3.0	-4)	傷害と紧急処置	3.0	"	技術論	6.0
	-1)	戦術理論	9.0	-1)	戦術理論	7.75	-1)	チームの輸率	7.75	"	栄養とコンディショニング	1.5	"	技術理論	4.0
	-2)	競技規則	3.0	-2)	競技規則	3.0	-4)	傷害と緊急処置	4.75				"	チーム診断	1.5
	-4)	傷害と緊急処置	4.75	-4)	ティーピング	3.25				-2)	ルール解説	1.5	-2)	競技規則	3.0
										-4)	安全対策	4.0	-4)	傷害と緊急処置	1.5
															1.0
															1.0
3. エ リ ミ ナ シ ヨ ン リ ア ム	3.	実技実習(実技)	8.0	3.	研究議議	7.0	3.	実技実習/実技	3.0	3.	研究議議	3.0	3.	実技実習(実技)	15.0
	"	指導実習	14.0	"	セミナー	3.0	"	実技実習/実技	3.0						
	"	"	"	"	フィルムショー	6.0	"	実技実習/実技	10.0						
	"	"	"	"	実技実習/技術	23.75									
	"	"	"	"	/ 戰術	15.25									
	"	"	"	"	/ 体力	16.0									
	"	"	"	"	/ ゲーム	6.5									
4	指導実習少年への指導		3.0	指導実習少子指導		6.25	テスト(レポート)		18.5	4.	テスト	1.5	4.	テスト	1.0
	言十		0	言十		174,75	言十		41,5	言十		40,5	言十		41,5
	40,0		0	40,0			40,0			40,0			40,0		0

&lt;資料&gt;勧日本体育協会振興課提供資料 NO.5 「コーチ要請受講条件及びカリキュラム」「上級コーチ養成及びカリキュラム」

表IV-3-(3) 体協タイプⅠ型種目協会にみる専門教科カリキュラムの内容と時間数 ——b. 依存型の場合——

種目協会名	日本	操縦	「勧日本体育協会公認スポーツ指導者制度」による	「勧日本体育協会公認スポーツ指導者制度」による
内容規定の 資格名	コーチ	上級コーチ	コーチ	上級コーチ
種目協会名	幹組 内 容 時間(H)	幹組 内 容 時間(H)	幹組 内 容 時間(H)	幹組 内 容 時間(H)
内容規定の 資格名	1. (1) 日本体操の歴史 1.5 1. (2) ソ連体操界の現状 1.5 " 中国体操界の現状 1.5 —(4) コーチと審判員 2.0 —(5) 今後の競技力向上のあり方 2.0	1.—(2) アメリカ体操の現状 2.0 —(7) 体操競技総論 0.75 " 私の体験観(男女) 2.0 —(6) ハンドボール統一規則 1.5	1.—(1) ハンドボールの歴史 1.5 —(2) 世界のハンドボール情勢 1.5 " 世界の技術と戦術 2 / 3 —(6) ハンドボール統一規則 1.5	1.—(1) ハンドボールの歴史 1.5 —(2) 世界のハンドボール情勢 1.5
戸司	2.—(1) 動作表現法 3.0 " ウエイトトレーニング法 1.5 " 気中力とあがり 1.5 —(2) 男子採点規則 1.5 " 女子採点規則 1.5 " 競技規則 1.5 " 競技規則と競技運営 1.5 —(4) 事故防止と処置 1.5	2.—(1) 体操競技の特性、藝術性、計画性 2.0 " ワエイトトレーニング 1.5 —(2) 男子採点規則 0.75 " 女子採点規則 0.75 " 競技規則 1.0 " 安全対策 1.5 " 安全対策のほう助法 2.5	2.—(1) 技術・藝術指導法 8.0 " 西独の指導法 1.5 " 他競技のコーチ論 4.5 " 体力トレーニング 2 / 3 —(2) 競技規則 1.5 " 審判法 1.5 —(4) 傷害の処置及び予防策 3 / 13	2.—(1) コーチ論 7.5 " キネシオロジー 1.5 " 適性とトレーニング 3.5 " 西独の指導法 1.5 " ゲームの評価方法とその処置 1.5 —(2) 國際・国内組織の運営 1.0 " 競技規則 2.5 " 審判法 1.5 " 技術と指導法 4.0 " 戰術と指導法 3.0 " 個人戦術と指導法 3.5 —(4) 傷害とその処置 1.5
教練	—(2) 男子採点規則 1.5 " 女子採点規則 1.5 " 競技規則 1.5 —(4) 事故防止と処置 1.5	—(2) 男子採点規則 0.75 " 女子採点規則 0.75 " 競技規則 1.0 " 安全対策 1.5 " 安全対策のほう助法 2.5	—(2) 男子採点規則 0.75 " 女子採点規則 0.75 " 競技規則 1.0 " 審判法 1.5 —(4) 傷害の処置及び予防策 3 / 13	—(2) 男子採点規則 0.75 " 女子採点規則 0.75 " 競技規則 1.0 " 審判法 1.5 —(4) 傷害とその処置 1.5
柔術	—(4) 事故防止と処置 1.5	—(4) 傷害の処置及び予防策 3 / 13	—(4) 傷害の処置及び予防策 3 / 13	—(4) 傷害とその処置 1.5
力り	—(4) 事故防止と処置 1.5	—(4) 傷害の処置及び予防策 3 / 13	—(4) 傷害の処置及び予防策 3 / 13	—(4) 傷害とその処置 1.5
柔道	3. 実技研修 7.0 " フィルム研修 6.0	3. フィルム研修 4.5 " 寒技研修(ディスクッション含む) 9.5 " テストその他の 1.5	3. 研究討論 4.5 " ゲームの見方とその評価(自由討議) 1.5 " 個人戦術(実技) 4.0 " テスト 3.0	3. 全般にわたる研究討論 4.5 " ゲームの見方とその評価(自由討議) 1.5 " 個人戦術(実技) 4.0 " テスト 3.0
柔道	4. その他 1.0	4. テストその他の 1.5	4. テスト 4.	4. テスト 4.
	言十 (37.5)	言十 (30.25)	言十 (42.5)	言十 (40.0)

<資料> 1) 体操 ..... ① 「上級コーチ」 ..... 昭和60年度公認コーチ講習会専門教科審査会等  
..... ② 「上級コーチ」 ..... 昭和58年度公認コーチ講習会等  
2) ハンドボール ..... ① 「上級コーチ」 ..... 昭和57年度勧日本体育協会ハンドボール競技、コーチ養成講習会  
..... ② 「上級コーチ」 ..... 昭和53年度勧日本体育協会ハンドボール競技、上級講習会  
尚、体操の不足単位数(時間数)の内容については詳細不明。

表IV-3-(4) 独自路線型協会にみるカリキュラムの内容と時間数

種目協会名 内容規定の 性質名		「公認指導員資格審査規定期」による		「公認指導員資格審査規定期」と「テスト」とによる 講習会の実施内容による		「ボーリング」		
種目協会名 内 容 規 定 の 性質名	概要 概要 内 容	時間 (h)	概要 時間 (h)	概要 内 容	時間 (h)	内 容 時間 (h)	概要 内 容	
ナ リ キ ニ ラ ム	概要 概要 内 容	時間 (h)	概要 時間 (h)	概要 内 容	時間 (h)	内 容 時間 (h)	概要 内 容	
(1)専門 講義	①競技規則 ②運営規則 ③審査員の登録 ④監督と作戦	3.0	1.0	1.(1)学科 ①技術規則 ②運営規則 ③審査員登録規則 ④審査員の登録 ⑤会員組織 規定化し せ	1.0	(1)学科 ①BC規格本 ②その他の、指導者としてアスコット等指導者の必要な性 ③コストが一括で指導者の社会的 ④会員登録規則 ⑤会員登録の改正 ⑥会員登録の改正 ⑦会員登録の改正 ⑧会員登録の改正 ⑨会員登録の改正	(1)学科 ①競技規則 ②運営規則 ③審査員登録規則 ④審査員登録規則 ⑤会員組織 規定化し せ	2.5 4.0
(2)作戦 法	①選手への作戦法 ②監督の直轄法 ③指揮の直轄法	2.0	2.0	-	-	-	-	
(3)実技	①基本技術 ②実用技術 ③実戦	2.0	4.0	4.0	4.0	-	-	
(4)講習	①検定セミナー ②検定セミナー	2.0	6.0	6.0	6.0	-	-	
計		40.0	40.0	40.0	40.0	40.0	19.0	

種目協会名 内 容 規 定 の 性質名		「公認コーチ規定」による		「基礎スキーテスト規定」による 講習会の実施内容による		「スキー」	
種目協会名 内 容 規 定 の 性質名	概要 概要 内 容	時間 (h)	内 容 時間 (h)	基礎スキーテスト規定 内 容	時間 (h)	内 容 時間 (h)	概要 内 容
ナ リ キ ニ ラ ム	概要 概要 内 容	時間 (h)	内 容 時間 (h)	基礎スキーテスト規定 内 容	時間 (h)	内 容 時間 (h)	概要 内 容
(1)水泳 一般 科学技術	①国内・国外の水泳実習 ②日本水泳連盟の組織 ③水泳と健康衛生管理 ④水泳と内筋筋系 ⑤水泳と体力 ⑥水泳と水抵抗	2.0	2.0	(1)基礎 ①教育的な意義 ②安全な水泳技術に対する注意 ③スキー指導書問題	2.0	(1)理論 ①スキーの理論と指導法 ②カーブ理論 ③スキーの為のトレーニング 3日間の実定のみ	
(2)科学 技術	①水泳 ②水泳二種コード ③水泳二種コード ④水泳 ⑤水泳 ⑥水泳 ⑦水泳	2.0	2.0	-	-	-	-
(3)基礎 知識	①水泳の基礎知識 ②水泳と水力学 ③水泳と筋肉 ④水泳と力 ⑤水泳と水抵抗 ⑥水泳と力学 ⑦水泳と物理学 ⑧水泳と力学	2.0	2.0	-	-	-	-
(4)実験 実習	①水泳中の力学 ②水泳中の筋肉 ③水泳中の筋肉 ④水泳中の筋肉 ⑤水泳中の筋肉 ⑥水泳中の筋肉 ⑦水泳中の筋肉 ⑧水泳中の筋肉	2.0	2.0	(2)実技 ①骨筋の発達の処置 ②骨筋の発達の処置 ③骨筋の発達の処置 ④骨筋の発達の処置 ⑤骨筋の発達の処置 ⑥骨筋の発達の処置 ⑦骨筋の発達の処置 ⑧骨筋の発達の処置	4.0 以上	(2)実技 ①骨筋の発達の処置 ②骨筋の発達の処置 ③骨筋の発達の処置 ④骨筋の発達の処置 ⑤骨筋の発達の処置 ⑥骨筋の発達の処置 ⑦骨筋の発達の処置 ⑧骨筋の発達の処置	
(5)テスト 科目	①水泳基礎問題 ②水泳実験 ③水泳二種コード ④水泳二種コード ⑤水泳二種コード ⑥水泳二種コード	2.0	1.5	(3)テスト ①基礎問題 ②実験 ③水泳二種コード ④水泳二種コード ⑤水泳二種コード ⑥水泳二種コード	2.0	(3)テスト ①基礎問題 ②実験 ③水泳二種コード ④水泳二種コード ⑤水泳二種コード ⑥水泳二種コード	
計			15.5	計	6.0 以上	計	合計

&lt;資料&gt;

1) バドミントン ..... 日本バドミントン協会公認規則第3章規定

4) 水泳 ..... 公認日本水泳連盟コーチ規定

2) ソフトボール ..... ①ソフトボール指導員資格審査規定期定  
②日本ソフトボール協会公認指導員資格審査規定期定

5) スキー ..... 基礎スキーハンドブック規定

3) ボーリング ..... 1950年改訂BCセラレーフリーリンスキル講習会実施規定期定

6) テニス ..... 1950年改訂日本テニス協会公認指導員資格審査規定期定

7) 金科目 ..... 1951年改訂日本テニス協会公認指導員資格審査規定期定

8) テスト ..... 1951年改訂日本テニス協会公認指導員資格審査規定期定

表IV-4 各タイプ別にみた指導者養成の歴史的経緯と現状及びその評価と今後の対応  
— 指導者養成担当者のインタビュー及び質問紙回収内容から —

種目	屋内・户外会議室	会場内指導者間の 監督付与の特徴	活動の現状	委成の現状(特記事項)	評価と今後の対応	
					会場に准じて 評価して 今後の対応	会場に准じて 評価して 今後の対応
陸上競技	S39 事務官ナシでアマチュア後援会後援会員登録制度と会員登録料金支給制度など大島	体協の規定に準 ずる	①講習は原則として禁止する ②講習は原則として禁止する ③最も多くは、会員登録料金を支給する	①研修会の実施 ②研修会の実施 ③研修会の実施	①講習会が少ないが多くの養成者が出来る。 ②SSDで下り、研修会が受けた後、会員登録料金を下げる ③今後、研修会が受けた後、会員登録料金を下げる	①各都道府県年間50名ずつ ②SSDで下り、研修会が受けた後、会員登録料金を下げる ③研修会が受けた後、会員登録料金を下げる
バスケットボール	* S34 フジツボ会員登録制度とドッキング ** S36 公益財団法人監修制度とドッキング ** S38 食生活制度とドッキング	体協の規定に準 ずる	特になし	①会員登録制度とドッキング ②研修会の受講、研修会の提出義務化	①生徒数のいるところにて ②講習会が長い ③体協高齢化の実性のな さ	文部省認定について ①受講者が多いと ②研修会高齢化の実性のな ③体協高齢化の実性のな さ
サッカー	* S45 コーチチャーズスクリールの後、会員登録制度とドッキング ** S46 ニキーナンガ一年会員登録制度とドッキング ** S50 会員登録制度とドッキング	体協の規定に準 ずる	特になし	①リーダー養成にて行うる認定作業は中 会員登録制度とドッキング ②コーチは中央協会が候 ③会員登録制度とドッキング	①会員登録制度とドッキング ②会員登録制度とドッキング ③会員登録制度とドッキング	①会員登録制度とドッキング ②会員登録制度とドッキング ③会員登録制度とドッキング
ラグビー	* S51 創自の形式でコーチ研修 ** S53 会員登録制度とドッキング	体協の規定に準 ずる	特になし	①上級コーチ・コーチは中央協会が最 も重要な役割は三地協会に委任	特になし	①学習教育に対する協会の立場 ②相手
ハンドボール	* 体協制度以前の養成なし 体協制度以前の養成なし	体協の規定に準 ずる	特になし	①講習会等のメソッドとの関係から受 けられる	①会員登録制度について ②講習会等のメソッドとの関係から受 けられる	①文部省認定認定に准じて ②講習会等のメソッドとの関係から受 けられる
ホッケー	・体協制度以前の養成なし 体協制度以前の養成なし	体協の規定に準 ずる	特になし	特になし	①コーチ制度の一日あ り、 ②会員登録制度あり	①現在の状態に満足して いる。
柔道	* 体協制度以前の養成なし 体協制度以前の養成なし	体協の規定に準 ずる	特になし	①講習会等について協会では ②講習会等に限定され ③限らない。	①がんばって、アマチュアとしての姿勢を發揮する ②会員登録制度ありで、特にドット子を派遣。 ③スゴテバ。	①特に上級コーチに対する養成に准じて ②会員登録制度ありで、特にドット子を派遣。 ③スゴテバ。

表IV-4  
II. 独自語各線型——α. 再検討型——ア. 開始型

種目	歴史と自己経験	活動の特典	養成の現状(特記事項)	言評価と今後の対応	
				公認指導者間の資格付与の特典	独自養成に対する一部協議会
* S45~6 * S55 * S61 * S61 * S61	①体育協会の応答をもとにした講習会を開催する。 ②講習会に参加する者を研修会員とする。 ③講習会開催のための会員登録料を徴収する。 ④会員登録料を徴収する。 ⑤会員登録料を徴収する。	①コーチ制度の特典 ②講習会の実績をもとにした評議会開催料を徴収する。 ③講習会開催料を徴収する。 ④講習会開催料を徴収する。 ⑤講習会開催料を徴収する。	①会員登録料を徴収する。 ②会員登録料を徴収する。 ③会員登録料を徴収する。 ④会員登録料を徴収する。 ⑤会員登録料を徴収する。	①会員登録料を徴収する。 ②会員登録料を徴収する。 ③会員登録料を徴収する。 ④会員登録料を徴収する。 ⑤会員登録料を徴収する。	①会員登録料を徴収する。 ②会員登録料を徴収する。 ③会員登録料を徴収する。 ④会員登録料を徴収する。 ⑤会員登録料を徴収する。
バスケットボール ソフトボール	⑥講習会開催料を徴収する。 ⑦講習会開催料を徴収する。 ⑧講習会開催料を徴収する。	⑨講習会開催料を徴収する。 ⑩講習会開催料を徴収する。	⑪講習会開催料を徴収する。 ⑫講習会開催料を徴収する。	⑬講習会開催料を徴収する。 ⑭講習会開催料を徴収する。	⑮講習会開催料を徴収する。 ⑯講習会開催料を徴収する。
卓球	* S51より公認コーチ制度発足 * S47~51 * S47~58~ * S58~	特になし 特になし 特になし 特になし	①特にないが、初歩的知識を教えるよ うお応 ②講習会開催料を徴収する。 ③全員バラツキはない。 ④協会金額負担で毎年50~100人程度に合意したと認められる。 ⑤協会金額負担といつも通り青色の曲線で示す。	①公認コーチ制度発足により継続してい る。そのためには手をある。 ②資金を貯めることもある。 ③年終清算時に会員登録料を徴収する。 ④協会金額負担といつも通り青色の曲線で示す。	①学級体育会と社会体育とを並んで体 育部が運営しているが、その運営に伴 い、会員登録料を徴収する。 ②会員登録料を徴収する。 ③会員登録料を徴収する。 ④会員登録料を徴収する。 ⑤会員登録料を徴収する。

II. 独自語各線型——α. 再検討型——ア. 停滞型

種目	歴史と自己経験	活動の特典	養成の現状(特記事項)	言評価と今後の対応	
				公認指導者間の資格付与の特典	独自養成に対する一部協議会
卓球	* S51より公認コーチ制度発足 * S47~51 * S47~58~ * S58~	特になし 特になし 特になし 特になし	①特にないが、初歩的知識を教えるよ うお応 ②講習会開催料を徴収する。 ③全員バラツキはない。 ④協会金額負担で毎年50~100人程度に合意したと認められる。 ⑤協会金額負担といつも通り青色の曲線で示す。	①公認コーチ制度発足により継続してい る。そのためには手をある。 ②資金を貯めることもある。 ③年終清算時に会員登録料を徴収する。 ④協会金額負担といつも通り青色の曲線で示す。	①学級体育会と社会体育とを並んで体 育部が運営しているが、その運営に伴 い、会員登録料を徴収する。 ②会員登録料を徴収する。 ③会員登録料を徴収する。 ④会員登録料を徴収する。 ⑤会員登録料を徴収する。
バドミントン					

種目	歴史的経緯	活動の特典	養成の現状(特記事項)	評価と今後の対応	
				独自養成に対して	今後の対応
水泳 （水泳部門）	* S7 文部省の依頼により指導者検定を全国各地で実施され、本泳法とシンクル規則を改め、指導者規則を制定	特になし	①S7 関係者の受講者が多いことから、（クラウド）関係で指導者養成が実施している。	①研修会参加義務規定の運用は極めて厳格化・普段の運営方式で機能している。 ②指導者養成は、普及率に差がある。	①これまでの養成の現状に満足している。 ②指導者養成は、普及率に差がある。
クロロジン	* S54 公認コーチ規定を制定 〔飛龍込〕	特になし	特になし	①S54 関係者、特に個人クラブが多いため、普及率が高くなっている。 ②受講者は、指導者養成会への参加義務規定期間に間に合わせて、指導者養成会への参加義務規則を設けている。 ③普及率は、指導者養成会への参加義務規則を設けている。 ④年一度研修会の特徴について細かい規定を設けている。 ⑤競技者としての資格を取得できない。 ⑥競技者としての資格を取得できない。	①今後も普及率を中心とした指導者養成に取り組みたい。
スキーアーチ	* S41 第1回指導員検定講習会が開催された * S32 第1回指導員検定講習会が開催された	指導員検定講習会（監視知能） 連盟	特になし	①公認スキースクールの開設を促進する。 ②競技会員として、学校に登録する際の教習料の支拂いの問題を解決せよ。	①これまでの養成の現状に満足している。 ②競技会員として、学校に登録する際の教習料の支拂いの問題を解決せよ。
テニス	* S51 公認指導員制度発足	現在のところは実施していない	現在のところは実施していない	①一般公認指導員は公認スクールを認める。	①さながらは、指導員制度の上級コートの活用により指導員の資格を認められた。これは、その主旨には賛成するが、資本主義化にはかなり移行期間が必要。
ボーリング	* S46 公認指導員制度発足 * S59 公認指導員制度発足 * S60 公認指導員制度発足	特になし	特になし	①直接相手より報酬はなく、競争合戦料金を支払う。 ②当該競争料金は3,000円である。 ③競争料金のボーリング人気の復活から必要が多い。	①競争料金を支払う。これは、競争料金を支払う。これは、競争料金を支払う。これは、競争料金を支払う。
剣道	* 段位・称号制度での規定をS27 前進度定にS56、S41。 現れ講習会は25回、中止は22回を教える。	特になし	特になし	①公認指導員用の教室、講習会等に開催される。これは、競争料金を支払う。	①今後とも指導者の定期的な、各クラス別講習会を開催して行なう。

注) 凡例 ; / = 回答なし, あるいは記入なし

### その3. 地方自治体におけるスポーツ指導者資格取得制度と日本体育協会の指導者養成制度との関連について

報告者 厨 義 弘

研究協力者 大 谷 善 博<sup>1)</sup> 多々納 秀 雄<sup>2)</sup>

松 尾 哲 矢<sup>1)</sup> 千代島 隆 利<sup>3)</sup>

#### I. 研究目的

1. スポーツ指導者の養成に本格的に着手している地方自治体における指導者養成の実態とそれに対する行政担当者の考え方 (①指導者養成制度発足のねらい、カリキュラム、認定講習の時間、単位、資格認定の方法、養成規模、資格取得者の活用状況、②日本体育協会養成指導者と地方自治

体養成指導者との関連、文部省の社会体育指導者資格付与制度についての行政担当者の考え方)

2. 地方自治体で養成された指導者中、日本体育協会資格取得者と非取得者との指導意識や指導活動の実態の差異とその比較

以上の2点から、地域を基盤にしたスポーツ指導者養成のあり方を検討しようとするもの。

表1 調査の方法・時期・対象一覧

	調査の方法	調査の時期	サンプリングの方法	調査対象者及びその人数	調査用紙の配布数 回収数・回収率
(1)アンケート調査	郵送法による質問紙法	昭和61年12月22日 ↓ 昭和62年1月14日	表2 参照	1,270名	配布数、回収数、回収率 1,270通、660通 52.0%
(2)インタビュー調査	面接法	昭和61年12月22日 ↓ 12月26日	F市在住のスポーツ指導員、コーチ・トレーナー、 バンク登録者をアンケート調査対象者より抽出	12名	—
(3)聞きとり調査	電話による聞きとり	昭和61年12月22日 ↓ 12月26日	—	Y市、F市、N市、K市 社会体育行政担当者 4名	—

表2 調査対象者一覧表

	調査対象者	サンプリング	男性	女性	合計
F市	F市スポーツリーダー・バンク登録者 (スポーツ指導員 (コーチ、上級コーチ・トレーナー	全員	296 内(60) (12)	127 内(30) (2)	527 内(90) (14)
F県	F県体育協会名簿 (スポーツ指導員 (コーチ・上級コーチ・トレーナー	系統無作為抽出法 (バンク登録者を除く)	136 70	63 4	199 74
Y市	Y市社会体育指導者名簿	系統無作為抽出法	148	122	270
	Y市昭和60年度市民健康体力づくり指導者養成講座終了者	全員	27	61	88
K市	K市健康・体力づくり指導者名簿	全員	15	27	42
N市	N市コミュニティスポーツリーダー会	全員	41	29	70
	合計		805	465	1,270

1)福岡大学 2)九州大学

3)福岡市教育委員会

## II. 研究対象・方法・時間

1. F市, Y市, K市, N市, 4市のスポーツ指導者養成事業の担当者, 種目団体関係者や有資格指導者へのインタビュー, 及び指導者養成にかかる行政関係資料の分析

2. 上記の4市で養成された指導者への質問紙による調査(郵送法)

## III. 結果と考察

### 1. 地方自治体(F市, Y市, K市, N市)における指導者養成の実態と行政担当者の考え方

上記の4市における指導者養成事業関連の行政資料を, ①指導者養成制度発足の理由, 目的, ②制度の発足の時期, ③養成講習会のカリキュラム, ④登録資格(修了条件を含む), ⑤登録者の処遇, ⑥日本体育協会資格取得者と市養成制度との関連(市資格取得時における受講免除規定など), ⑦養成事業予算(バンク運営予算を含む), ⑧リーダーバンク登録者数, ⑨指導者の活用状況, ⑩指導者を派遣する時の派遣団体の条件, ⑪リーダーバンクの運営システム, の11の視点から分析検討した。表3-1は4市におけるその概要一覧である。

#### (1) 4市における指導者養成制度の実態

4市共に増大する市民のスポーツ需要に対応する指導者の養成確保が行政の緊急課題との認識のもとに養成制度をスタートさせている。F市が種目別指導者(体協傘下の種目団体から推薦された指導者)と地域指導者(地域推薦の指導者)を分類して指導者を養成している以外は他の3市は地域住民の健康体力づくりやスポーツ・レクリエーション初心者指導を主目的にし, どちらかといえば種目志向を超えた広範な市民の健康体力づくりの向上に資する指導者養成をめざしているといえよう。従って指導者養成講習会のカリキュラムの内容もそのような趣旨にふさわしい内容が中心となり, 実技実習ではF市が種目別実技の指導法・審判法を内容に掲げている以外はゲーム, 軽スポーツ, 体操, 野外活動, 水泳, ゲームなどの健康・体力の維持増進のための一般的指導技術の習得に力点をおいた内容となっている。理論の内容は日本体育協会のスポーツ指導員養成講習会の内容を参考に

しながら, 各市の社会体育の現状や課題, 推進方向などを必修教科として加えた形をとっている。特にY市は341ページにのぼるテキストブックを作成し, 124時間という長い時間の講習修了者をバンク登録者としている。

日本体育協会の有資格者(スポーツ指導員, コーチ, 上級コーチ, スポーツトレーナーなど)で各市の指導者養成講座を受講する者に対しては, K市, N市の両市では特別扱いせずに全講座を受講させるようになっており, 受講免除規定は設けられていない。しかし, Y市の場合, 4時間~20時間(理論, 実技, 実習の一部)の免除が認められている。F市では体協公認スポーツ指導者の場合, 40単位中, 「F市社会体育の現状と課題」(2単位)「社会体育指導者の機能と役割」(3単位)の5単位のみを必修とし, 他の科目の受講は免除することになっているので, 日本体育協会有資格者は非常に優遇されているということであろう。

市リーダーバンクへの登録資格についてはY市, K市, N市の3市は共に指導者養成講習会修了者は全て登録できるシステムになっているが, F市では受講修了後, 受講者がバンク登録を申請すると, バンク運営委員会の専門部会「審査部会」で資格審査が行われた上で, 登録されることになり, 登録希望者は1,000円の登録料をバンク事務局に納めて正式に名簿に登載されることになっている。

登録された指導者の処遇についてはスポーツ指導者災害保険を市の予算でかけるという優遇措置や, 派遣要請に対する紹介, 推薦, 指導報酬の支給(F市はバンク事務局から2,000円, 受講グループから2,000円, 計4,000円。K市は受講グループから1,300円~1,500円)。また公認バッヂや公認証の支給や交付(F市)などが行われている。

指導者養成事業の予算や登録者数の推移, 指導者の活用状況などについては表3-1に示す通りである。

#### (2) 日本体育協会の現行指導者養成制度及び文部省発表の指導者資格付与制度に対する地方自治体行政担当者の考え方

表3-2は標記事項に対する4市の行政担当者へのインタビューの結果を整理したものである。

#### 1) 日本体育協会の現行の指導者養成制度に対

## する考え方

①すべての競技種目の優れた指導者を行政の側だけで養成することは困難であるので現行の養成システムを更に充実する形で指導者を養成してほしい。(F市, N市)

②単なる各種目別の実技指導にとどまらない幅広い指導力、スポーツ施設やグループ、行政施策への理解、地域社会への理解と認識などを身につけた指導者の養成が望まれる。

③地域で活動する指導者は特定の種目志向を超えた指導者、健康、体力づくりや幅広い市民のスポーツ要求に対応できる指導者でなければならぬので、地域に根ざした独自の指導者養成を目指したい。但し日本体育協会養成の指導者については、地域活動の基盤を持たない人が多いので、これらの指導者を地域グループに結びつけて活用する方策を市では考える必要があろう。(Y市, K市)

④市独自の指導者養成カリキュラムの内容については、日本体育協会のスポーツ指導員養成カリキュラムやかつての1・2級トレーナー養成カリキュラムの内容を参考にしながら、それに各市の社会体育の現状と課題、行政施策の方向など地域の特性に関する理論と特定種目を超えた健康・体力づくりのための共通実技、運動処方等に力点をおいた実技・実習、地域での市民を対象にしたスポーツ指導の直接体験、正規の指導者のアシスタント体験などが加味されたものとなっている。

## 2) 文部省発表の指導者資格付与制度に対する考え方

①国が認定する資格付与制度により、指導者のレベルアップを図ること自体に異論はないが、予算的裏づけや公的資格取得者に対する待遇が不明確では制度としては不充分である。

②特定種目と関連させて指導者資格を設定しようとしているが、地域レベルでは種目を超えた健康・体力づくりやレクリエーションスポーツの指導者の養成が求められている。また青少年、婦人、高齢者などの各階層を対象にした専門的指導者の養成が、むしろ期待されている。

③履修に必要な時間が多すぎること、従って資格取得を目指す人が限定されてくること、現在すでに活動している指導者（何等かの資格を保有し

ている指導者）の待遇をどうするのかが不明確であること、指導者間に明確な格差をつけようとしていること、などなどの問題があり、現在活躍中の指導者の足切りや活動を阻害するマイナス要因となるのではないか、との意見が強い。

④指導者養成の目的は地方自治体によってそれぞれ異なるので一律に資格を付与するには問題が残る。もし国が認定することになても、地方自治体や各種団体が養成した指導者を公認の指導者へ移行できるような措置（養成講座履修科目の減免規定や読みかえなど）が講じられるべきである。

⑤日本協養成の指導者であれ、国が資格付与する指導者であれ、地域を基盤にして活動する指導者の場合、地域性と関連した幅広い教養や認識が必要である。従ってそのような内容を盛りこんだ講座内容を含ませることは不可欠である。また地域を基盤にしたスポーツグループの指導を可能にする地方自治体独自の指導者活用システムづくりが必要となろう。

以上は行政担当者の考え方であるが、行政担当者とは別に、体育協会傘下の種目団体関係者や有資格指導者とのインタビューの結果では、水泳やスキー、レクリエーション協会関係の指導者など、現在すでに独自の指導者養成システムを確立している団体では、今回の国の資格付与制度に対して必ずしも賛成できないか、疑問を投げかける意見が強い。また特に現在、初級レベルでボランティア的活動をしている人たちの足切りや活動意欲減退につながるのではないかという不安を訴える意見もある。一方種目独自の指導者養成制度をまだ確立していないか、現在検討中の種目団体関係者はそれほど大きな反対の意見は示さなかったが、現行の日本体育協会で養成されてきた指導者（有資格）の国の資格付与制度への移行措置の具体化を求める声と、資格取得のための履修単位や時間の多さに対する批判の声が聞かれた。従って資格取得が可能な人は非常に限られた人になってしまって、結局は指導者の増加や指導活動の拡大に、むしろ制限を加える結果にならないかとの危惧の念を示す人も多い。

なお、以上述べてきた結果を一覧表にしてまと

めると次ページの附表のようになる。

## 2. 地方自治体で養成された指導者における日本体育協会資格取得者、非取得者の指導意識や指導活動の実態とその比較—その結果の要約

地域のスポーツ指導者660名を対象に、その活動特性や意識等々について、特に資格別・地域別差異を中心とする分析を試みた。主要な結果は次のように要約される。

(1)各指導者の競技歴はかなり高く、関係団体登録者が多いが、資格別・地域別差異が著しく上級の指導者及び大都市の指導者でそれが顕著であると共に、その特徴は現在の指導内容と密接に関連している。

(2)資格取得の動機としては、種目団体の推薦・指導力の向上・競技水準の向上が多いが、その動機は資格種別や地域特性により著しく異なる。取得のための講習会に対する評価は概して良い。一方、取得後の利点としては社会的信頼の獲得・指導力の向上が多く、逆に問題点としては時間的制約に関する内容が多い。

(3)指導活動の実態を要約すると、週1～2回、1～2時間程度、平日を中心に、バレーボールや卓球などを、地域や種目団体のグループにおいて、学校施設や公共施設を利用しながら指導している。地域別・資格別差異が著しく、地域の実情や指導者の特性に対応した指導が展開されており、特に大都市に比較すると地方においては指導範域が市内全域にわたり、指導時間が短く、公共施設よりも学校施設の利用が多いこと等々が指摘され、同様に、資格別にみるとバンク登録者・スポーツ指導員・コーチの順に指導の範域・対象・レベルが拡散化・拡大化する傾向にある。

(4)指導目的としては、楽しさ、社会性、健康、体力の順に多いが、大都市あるいは上級の指導者ほど勝敗や技術そして精神力をあげる傾向にあり、また同様に、目標達成を志向する価値意識を示すと共に、コミュニティ意識がやや希薄である。

指導に伴う報酬を得ている者は約4割であり、地域との関連の弱い者ほど不安定かつ不定期的な傾向がみられるが、大都市の上級の指導者をはじめとして最低限度の報酬を期待する者も多い。

(5)文部省の認定資格制度に対する反対意見はかなり強く、その理由としては地域レベルの指導者は自らの活動をボランティア的行為とみなし、地域の実情や活動者に即応した指導を意図していること等々が指摘され、特に地域レベルの養成システムと組織が確立している地域ほど反対意見が強い。

一方、今後の養成や資質向上の課題としては、外的・基礎的な条件や内容よりも、直接的・具体的な指導に関連する要望が著しい。

(6)スポーツ・リーダーバンクについてみると、各市の制度を反映した派遣状況にあるが、その指導実態としては、地域における婦人や幼少年を対象とする初心者指導が中心であり、派遣修了後に継続して指導する者も多い。

バンク講習会への評価、登録後の意識変化、登録の感想等々においては、大都市あるいは上級の指導者において否定的・消極的な意見が若干みられるものの、地方都市の地域レベルにおける指導者のそれは極めて肯定的・積極的である。なお、後者では体協資格の取得意向はあまり強くない。

(7)バンク登録者の約7割が体協資格を取得しているが、資格取得の講習会の評価あるいはその有用性の評価は極めて高い。しかし、日本体育協会資格を活用しての指導の機会はあまり多いとはいえない。指導対象としては幼少年や婦人を中心とする初心者グループが大半であり、対象や内容の狭隘性・限定性がみられると共に、技術志向的傾向も認められる。なお、指導の満足度はかなり高いとはいえ、養成事業に沿った指導者が多く育っていること、また地域的背景のない指導者の満足度は低いこと等々の結果から、指導者養成事業においては養成目的や対象を明確にし、指導者と地域の結びつきを組織的に確立することが極めて重要であると考えられる。

(注。説明に必要な統計資料は報告書の紙数制約のため割愛した)

表3-1 F市・Y市・K市・N市における指導者養成制度の実態

市 項目	F 市	Y 市
指導者養成制度趣旨	1. 増大する市民スポーツの需要に対応した指導者の養成確保 2. すでに活動している指導者の資質向上 3. 指導者を市民からの派遣要請に対して計画的に供給する	スポーツ・レクリエーション活動を通じて市民の健康・体力づくりと市民相互の交流をはかるために、学校開放施設など身近な施設を活用し、種目志向を超えて、地域に根ざした生涯スポーツを推進する指導者の養成
発足の時期	昭和54年度からスタート	昭和60年度からスタート
養成の講習会のカリキュラム(復習条件)	<p>A. 市民スポーツについて 　　1. F市社会体育の現状と課題(2) 　　2. 「みんなのスポーツ」の現状と 　　地域スポーツのすすめ方 (3) 　　3. スポーツグループの育て方 (2)</p> <p>B. からだのはたらきと 安全管理(10) 　　1. 発育段階における心とからだ(4) 　　2. 体力診断と運動处方 (4) 　　3. 安全管理と救急処置 (2)</p> <p>C. 指導者としての 心がまえ(5) 　　1. 社会体育指導者の機能と役割(3) 　　2. スポーツ指導の一般原理 (2)</p> <p>D. スポーツ実技(14) 　　1. 体力づくりのための実技 　　2. レクリエーションと軽スポーツ 　　種目別実技と指導法・審判法(10)</p> <p>E. 演習(4)</p> <p style="text-align: right;">合計 40単位</p>	<p>理論 (32時間) (Y市のスポーツ、楽しいプログラムのつくり方 指導法、スポーツ指導者の役割、機能、体力と トレーニング、体力測定の活用と方法、スポー ツ指導の心理、健康と運動、スポーツ事故と法 律、救急処置、スポーツ障害、野外活動とレク リエーション、スポーツ活動の組織化と運営、 スポーツと栄養)</p> <p>実技 (36時間) (体力づくり体操、軽スポーツ、野外活動、水泳 などを含む地域住民の健康、体力の維持増進の ための指導技術習得がねらい)</p> <p>実習 (20時間) (各スポーツセンターで実施している健康体操教 室にアシスタントとして参加)</p> <p>研究協議会 (実際に地域で指導活動を実践する) (10時間)</p> <p>レポート (6時間)</p> <p style="text-align: right;">合計124時間</p> <p>昼間と夜間に同一カリキュラムを2度実施、受講者の便宜をはか っている。受講者は3年間で全科目を受講してもよい（単年度だ けでなく）</p> <p>「社会体育指導者教本一地域指導者のためにー」(Y市教育委 員会・横浜市スポーツ振興事業団編) P341.のテキストブック使用</p>
登録資格	<p>1) 市教委と市体協が主催するスポーツ指導者養成講習会受講者 で所定単位取得者</p> <p>2) 日体協が公認するスポーツ指導者及び保健体育教員免許保持 者で市教委と市体協が主催する所定の研修会受講者</p> <p>3) その他スポーツ団体（日体協傘下の団体も含む）が公認する 指導者でパンク運営委員会が認め、かつ所定の研修会を受講 した者</p> <p>4) F市内在住又は在勤、在学で20才以上とする</p> <p>5) 以上の該当者でパンク運営委員会審査部会の審 査をパスした者で登録料1,000円を支払った者</p>	<p>1) Y市スポーツ振興事業団、Y市教育委員会、Y市体育指導委 員連絡協議会、Y市体育協会、Y市レクリエーション協会主 催の「市民健康・体力づくり指導者養成講座」修了者</p> <p>2) 修了条件・各内容項目それぞれ50%以上出席者、全体会の80% 以上を出席した者</p> <p>3) 市体育協会、レクリエーション協会が認定した指導者で、本 人の了承を得た指導者</p> <p>※講座受講資格（満20才以上の市民で各区体育指導委員会連絡協 議会その他体育関係団体の推薦のある者）</p>
登録指導者謝の礼 遇	<p>スポーツ・リーダーパンクから2,000円 受講グループから 2,000円 計4,000円</p> <p>応分の報酬を受けることができる。体育・スポーツ活動の動向や 情報の提供、各種資格取得講習会への参加推薦、スポーツ指導者 災害保険に加入、公認バッヂ、公認証の交付</p>	市及び振興事業団、リーダーパンクからの指導謝礼はない リーダーパンクは派遣要請に対する紹介業務だけを行っている

F市・Y市・K市・N市における指導者養成制度の実態

市 項目	K市（K市スポーツ指導者）	N市（コミュニティスポーツリーダー）
指導者養成制度趣旨・ねらい	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎市民の多様な要求に対応でき、かつ地域住民の素朴な要求に応じ得るよう、レベルは低くても、数の確保をはかるために、次の段階で進めている。           <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 健康・体力づくりを主たる目的とした、スポーツの初心者の要請に応じる指導者の養成。</li> <li>2. 市民スポーツの振興と、スポーツクラブ、職場スポーツ等のインリーダー的指導者の養成。</li> <li>3. 市民スポーツレベルの技術向上を中心として競技種目別要請に応じる指導者の養成。</li> </ol> </li> <li>◎国民スポーツの指導者の予備軍を地元で養成する。中央講習会等には、地理的にもレベル的にも隔りがありすぎる。</li> <li>◎行政と体協の共催で養成している。</li> </ul>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 日常生活において、スポーツに無縁の人々、スポーツに動機づけられていない人々への対応の必要性から。</li> <li>2. 指導者数の拡大をはかるには、地元で養成するより他にない。</li> <li>3. 市民スポーツ振興の障壁にスポーツ施設不足現象がある。市民の健康づくりには、施設の新設は、それほど必要としない方法論で、「体を動かす喜び」「汗を流す喜び」を通じてコミュニティづくり、人間関係づくりを実現するねらいでリーダーを養成する。</li> </ol>
発時足期の	昭和58年（市体協 55年に法人化。事務局は運営を受託している道立体育館におき10人の職員をもつ。事故発生時の責任体制を確立した。）	昭和54年第1回講習会、55年から組織的に活動開始
養成講習会のカリキュラム（復習条件）	<ul style="list-style-type: none"> <li>満25才以上のK市民、男女でスポーツ団体等で活動中又は、活動予定者であれば誰でも参加できるが、受講終了後、市民のスポーツ指導要請に応じて指導に当たることが条件。</li> <li>○理論（40時間）           <ul style="list-style-type: none"> <li>社会学的理論(15) トレーニング理論(3)医学・生理学的理論(12)指導法・心理学理論(6)体育・教育原理(4)</li> </ul> </li> <li>○演習（11.5時間）           <ul style="list-style-type: none"> <li>企画・立案(15), 研究協議(6.5)</li> </ul> </li> <li>○実技（27時間）           <ul style="list-style-type: none"> <li>ゲーム、ダンス、軽スポーツ、ゲートボール 歩くスキー、水泳他</li> </ul> </li> <li>○行事（3.5時間）           <ul style="list-style-type: none"> <li>開講式、オリエンテーション</li> </ul> </li> <li>○実習（26時間）           <ul style="list-style-type: none"> <li>各種スポーツ教室での指導実習（以上50回、108時間）</li> </ul> </li> </ul>	<p>年度によって異なる、スポーツ、レクリエーションの指導に必要な科学的基礎知識を身につけた指導者の養成</p> <p>55年度 10回（コミュニティにおけるスポーツプログラムとリーグ 50時間 一シップ、救急指導法、リーダー論、軽スポーツ実技など）</p> <p>56年度 8回（コミスポの進め方、安全対策と救急法、軽スポーツ 26時間 体力づくりの原則など）</p> <p>57年度 11回（スポーツと傷害、指導者と指導法、施設利用、ジョ 22時間 キング）</p> <p>58年度 12回（リーダー論、運動と栄養、レクリエーションゲーム 28時間 エアロビクス）</p> <p>59年度 10回（リーダー論、フィットネスなど、エアロビクス、ス 20時間 トレッキングなど）</p> <p>60年度 10回（同 上）</p> <p>（注）既受講者の研修を兼ねているのでカリキュラムを固定する 考えはない。</p>
登録料	上記講習会の受講者 (昭和61年度は、56名登録)	上記講習会の受講者で登録を希望する者 (昭和61年度は、70人が登録)
登録料の処遇	指導者謝金（すべて要請者の負担による） <ul style="list-style-type: none"> <li>○一般的な団体指導 1,300円/1.0～1.5時間</li> <li>○水泳の団体指導（5人以上） 1,500円/1.0～1.5時間</li> </ul>	制度化していない（食事の供應程度）

市 項目	F 市	Y 市																								
日養資 体成格 協指取 資導得 格者時 取との 得の免 者開除 と連規 市 定	<p>1. 公認スポーツ指導者、(スポーツ指導員コーチ、上級コーチ)     全国的レベルのスポーツ資格保持者 (柔・剣・弓・なぎな     た・銃剣術などの段位保持者)</p> <p>保健体育免許状保持者</p> <p>以上は、最低必要単位数</p> <p>5 単位必修 福岡市社会体育の現状と課題(2) } 必修                   社会体育指導者の機能と役割(3) }</p>	<p>1. 日体協関係のスポーツ指導員等の有資格者については、受講すべき科目の一部を免除する。     理論・実技・実習の中から4~20時間を受講免除する。</p> <p>2. 60年度講座受講者中 (スポーツ指導員36人、体協公認指導者14人、体育教師免許状取得者11人、スポーツトレーナー3人</p>																								
養成バ ンク運 営予算 算	<p>2. 競技種目別団体からの推薦者 10単位必修</p> <table border="0"> <tr><td>55年度</td><td>3,608,000円</td><td>59年度</td><td>4,595,000円</td></tr> <tr><td>56年度</td><td>4,580,000円</td><td>60年度</td><td>4,640,000円</td></tr> <tr><td>57年度</td><td>4,587,000円</td><td>61年度</td><td>4,634,000円</td></tr> <tr><td>58年度</td><td>4,595,000円</td><td></td><td></td></tr> </table>	55年度	3,608,000円	59年度	4,595,000円	56年度	4,580,000円	60年度	4,640,000円	57年度	4,587,000円	61年度	4,634,000円	58年度	4,595,000円			<p>60年度 市民健康体力づくり指導者養成講座3,952,000円     その他の指導者養成事業費 8,930,000円</p> <p>61年度 市民健康体力づくり指導者養成講座4,095,000円     その他の指導者養成事業費 7,128,000円</p>								
55年度	3,608,000円	59年度	4,595,000円																							
56年度	4,580,000円	60年度	4,640,000円																							
57年度	4,587,000円	61年度	4,634,000円																							
58年度	4,595,000円																									
バンク登 録者数の 推移	<p>種目団体から推薦されて資格を取った種目別指導者と地域から推薦されて資格を取った地域指導者の2種類に分けて指導者が養成されている。</p> <table border="0"> <tr><td>54年度 登録者</td><td>169名</td><td>(種目別124名、地域推薦45名)</td></tr> <tr><td>55年度 "</td><td>211名</td><td>( " 160名, " 51名)</td></tr> <tr><td>56年度 "</td><td>294名</td><td>( " 215名, " 79名)</td></tr> <tr><td>57年度 "</td><td>394名</td><td>( " 303名, " 91名)</td></tr> <tr><td>58年度 "</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>59年度 "</td><td>490名</td><td>( " 384名, " 106名)</td></tr> <tr><td>60年度 "</td><td>525名</td><td>( " 409名, " 116名)</td></tr> <tr><td>61年度 "</td><td>534名</td><td>( " (28種目)414名, " 120名)</td></tr> </table>	54年度 登録者	169名	(種目別124名、地域推薦45名)	55年度 "	211名	( " 160名, " 51名)	56年度 "	294名	( " 215名, " 79名)	57年度 "	394名	( " 303名, " 91名)	58年度 "			59年度 "	490名	( " 384名, " 106名)	60年度 "	525名	( " 409名, " 116名)	61年度 "	534名	( " (28種目)414名, " 120名)	<p>60年度 指導者養成講座修了者 88名 61年度 " 受講者 142名 (まだ全日程を終わっていないので修了者数は年度末でないとわ からない)</p> <p>社会体育指導者登録者数 (各種目団体や体力づくり団体から登録 されている指導者)</p> <p>61年度 1月現在 791名 (42種目) (上記指導者養成講座修了者を含む)</p>
54年度 登録者	169名	(種目別124名、地域推薦45名)																								
55年度 "	211名	( " 160名, " 51名)																								
56年度 "	294名	( " 215名, " 79名)																								
57年度 "	394名	( " 303名, " 91名)																								
58年度 "																										
59年度 "	490名	( " 384名, " 106名)																								
60年度 "	525名	( " 409名, " 116名)																								
61年度 "	534名	( " (28種目)414名, " 120名)																								
指活 用者状 況	<p>バンクよりの派遣回数</p> <table border="0"> <tr><td>55年度</td><td>881回</td><td>56年度</td><td>1,131回</td><td>57年度</td><td>1,138回</td></tr> <tr><td>58年度</td><td>1,301回</td><td>59年度</td><td>1,026回</td><td>60年度</td><td>1,155回</td></tr> <tr><td colspan="6">(予算の範囲内で派遣されるので制約がある)</td></tr> </table>	55年度	881回	56年度	1,131回	57年度	1,138回	58年度	1,301回	59年度	1,026回	60年度	1,155回	(予算の範囲内で派遣されるので制約がある)						<p>スポーツ振興事業団の事業課内にあるリーダーバンク (61年スタ ート) で派遣事務を行う。スポーツグループからの派遣要請に対 して指導者を紹介する業務を行っているが派遣回数の統計は不明</p>						
55年度	881回	56年度	1,131回	57年度	1,138回																					
58年度	1,301回	59年度	1,026回	60年度	1,155回																					
(予算の範囲内で派遣されるので制約がある)																										
派の 遣条 件体	<p>1グループ当りの経費補助による派遣回数は5回を限度としてい るが、規定派遣回数終了後更にそのグループの指導を続いている 人が62.3%あり、派遣団体は、人数が10人以上のスポーツグル ープ、スポーツ障害保険に加入、活動場所を確保していること</p>	特になし																								
リの 運 営 トシ バ シ クム	<p>リーダーバンク運営委員会 運営委員会専門部会 (審査部会、研修部会、広報部会) 市民→バンク事務局相談申請→事務局で派遣者選択決定→登録指 導者承諾→回答→派遣指導→報告→指導料支払</p>	<p>特になし スポーツ振興事業団の事業課内に組織としてリーダー バンクが設立されている</p>																								

市 項目	K 市	N 市
日体資格 協成取 扱指等 取の 者と免 者と其 規定	免除規定はなし 日体協指導者は、競技種目中心的、経験主義的で、地域性に応じた健康・体力づくりの指導にはうとい面があること、また、受講期間中の相互の触れ合いや知識を持てる者が、持たざる者へ分与していくという相互教育の作用を期待することなど。	免除規定はなし 日体協有資格者は、受講者中、数人しかいない
養成 事業運 営予算 算予算	リーダー養成経費 58年 1,360千円（市500千円、市体協860千円） 59年 1,440千円（市500千円、市体協940千円） 60年 1,120千円（市500千円、市体協620千円） 61年 820千円（市400千円、市体協420千円） バンク運営予算は、利用団体からの徴収金のうち謝金を差し引いた額を充てている。	リーダー養成事業費（61年度） 30万円（1回3万円×10回） 4地区のリーダー会運営費として105万計上している (◎15,000×70人)
バンク登 録者数の 推移	58年度養成事業（第1期、多種目系指導者）31名（男18、女13） 59年度 " (第2期、水泳系指導者) 25名（男2、女23） ○第1期、第2期（全計56名、男20名、女36名） 職業 年齢別人員 合計 主婦 2名 20名 11名 3名 36名 教員 3名 1名 3名 1名 8名 公務員 2名 2名 2名 会社員 1名 5名 1名 2名 9名 校長退職 1名 1名 ○第3期は62・2・10から開始。水泳系。	55年-36名 (注) 61年度受講者・職業構成 56年-34名 公務員 8名 57年-29名 会社員 30名 58年-44名 自営業 5名 59年-45名 その他 27名 60年-65名 計 70名 61年-70名
指導者 の活用状 況	多種目系一順調に対応している 水泳系—需要が多すぎ、充分に対応し難い	市内を4区域に区分してリーダーを配属させ、次の場面で活用している。 ①健康づくりのイベント（60年度、4会場で204回、延べ8,000人参加） (例) ジョギング講習会、豚汁と皆で走ろう会など ②地域からの指導要請への派遣 謝金はとらぬ。食事を供される程度。
派の 遣条件 体	○指導の対象は初心者集団とし、健康・体力つくりのため活動をめざしている団体を原則とする。一般的な団体は10名以上をもって、1団体とする。但し水泳のみ個人要請が可能であり、要請条件（時間帯・曜日など）が一致し、5名以上集約された者を1団体とする。	なし
リーダー バンクの運 営システム	1. 体協内に運営委が設置されている（委員一市体協理事、登録代表、利用団体代表、学経者） 2. 手続き 受付—調整（要請者と指導者が面接し、活動内容の打合せ 指導者はカリキュラム作成）→諸経費 納入（一般的団体、1回につき1,750円以上、水泳の個人1回 1人400円）→指導→報告（要請者の報告書、指導者の指導計画書を添えての報告）→謝金支払 (注) 指導は10回を限度 (注) 諸経費の内訳（傷害保険料、指導者の交通実費、施設使用料、指導資料作成経費、指導謝金）	すべての社会体育課で運営している（リーダー・バンク化していない） ①イベントの企画、実施。派遣要請への対応（子ども会、PTAなど） ②リーダーには行政で保険をかけている。 全国市長会保険と傷害保険の2種類

表3-2 日本体育協会の現行指導者養成制度及び文部省の資格付与制度に体する行政担当者の考え方

市 項目	F 市	Y 市
現行度当 に者 日対の 体す考 協るえ 資行方 格政	<ol style="list-style-type: none"> <li>特定の競技種目のすぐれた指導力を持った指導者を行政で養成することは困難である。従って、これまでの制度をより充実したものにして、単なる実技指導者にとどまらない幅広い指導力と知識を持った指導者を養成してほしい。</li> <li>特技種目に対する基本的な指導力は身についていると思うが地域の状況（地域社会への認識、施設、行政施策など）に対応できる能力は必ずしも充分ではないかとおもわれる。</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市としては種目志向を超えた指導者の養成をめざしているので、日本協有資格指導者を特別扱いすることは考えていないが養成講座で実技・理論等に対する若干の受講免除を考えている程度</li> <li>日本協有資格者は地域活動の基盤を持たない人が多いので、地域とどう結びつけるかが課題。</li> </ol>
文資 部格 省認 が定 発制 度しに 対指 導する 者考 え方	<ol style="list-style-type: none"> <li>資格制度により、指導者のレベルアップを図ることには賛成であるが、予算的な裏付けが不明であり、公的資格を取った者に対する処遇がないことに疑問を感じる</li> <li>ヨーロッパ社会のようにクラブという活動の基盤があり、資格を取ることによって各種の優遇制度があるのと違って、日本では働きながら、その合間に活動している状態のボランティア指導者（特に地域指導者）の足切りになる恐れがある</li> <li>市民のスポーツ活動が多様化し、属性別に基づく活動形態となりつつある現在、統括的な中級・上級カリキュラムでは対応できなくなる恐れがある</li> <li>地方公共団体が所定のカリキュラムで養成する指導者についても資格付与ができるように配慮してほしい</li> <li>公共資格取得者の活用システムをつくること、活動の保障を充分に考えていく必要がある。</li> <li>競技団体等各種団体と行政の役割分担の明確化が必要（指導者養成事業や養成後の指導者の活用をめぐって）</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>特定の種目と関連して指導者の資格を認定しようとしているが、市としては種目を超えた健康・体力づくり指導者の養成をめざしているので、文部省の考え方には賛成できない面がある</li> <li>指導者養成の目的が地方自治体によってそれぞれ異なるので一律に資格認定するという考え方よりも地域や種目団体が独自に養成・認定すればいいのではないか</li> <li>国が指導者を認定しても、指導の機会を保障したり、スポーツ集団とのつながりは結局のところ地域を基盤にして、各市町村教委や地域体協を介して行われることになるので、地方自治体の養成事業も資格認定の際に考慮すべきである</li> <li>指導者をランク付けすることは、地域スポーツ指導レベルではそれほど重要な意味を持つない</li> <li>国の認定制度をどう受けとめるか、市としては態度を決めかねているので、62年度までは現行の養成講座を継続しながらこれまで養成されてきた指導者や受講生の意見を聞きながら63年度以降は、何等かの対応をせざるを得なくなるかもわからない</li> </ol>
そ の 他	<ol style="list-style-type: none"> <li>500名をこすスポーツリーダーバンク登録者を養成してきたが今後は指導者の量的拡大よりも、むしろ登録者の再研修と質的向上が課題である</li> <li>現在、全市的レベルで登録指導者を派遣しているが、行政区別（7つの行政区あり）指導者組織の組織化と行政区別派遣業務を可能にするバンクシステムの確立が課題である</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>市教育委員会、スポーツ振興事業団で養成した「市民健康体力づくり指導者」と日本体育協会養成の指導者、各種団体公認の指導者、レクリエーション協会養成の指導者等を一体的に組織化することが、今後の課題である</li> </ol>

市 項目	K 市	N 市
現行度当 に者 日対の 体す考 協るえ 資行方 格政	計画的に受講させて、資格を取得させているが、種目中心的であり、幅広い市民の要求には対応できない状態である	日本協の指導者養成は、種目別、競技志向的であり、広範な市民の要求に対応できない面がある。 健康、体力づくりだけが社会体育行政の全てではない。行政の現状では、すべてをカバーすることは出来ないので、相互補完の意味で、必要である。
文指 度部 導に 省者 が資 が資 發格 考 し定 いた制 方	<ul style="list-style-type: none"> <li>履修に必要な時間が多すぎることや、開催地（S市へは5時間もかかる）も遠方で参加者が限定されよう</li> <li>地元で養成した指導者が、国認定の指導者たり得るための継続性を明らかにしてもらいたい</li> <li>地元としてメリットには期待しにくい</li> </ul>	「競技スポーツ指導者」と「商業スポーツ施設指導者」は、それでよいと思うが、「地域スポーツ指導者」に関しては、受講すべき時間数が多いことや、本業ではないボランティア指導者をランク付けすることなどは指導者相互が苦しい立場に立つことになって、せっかくの市民スポーツ活動に水をさすことにならないだろうか
そ の 他	<p>市の制度の利点</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>主婦の指導者が多く、昼間の指導者が確保できたこと、指導的立場としての社会参加の利点</li> <li>初心者指導を通じて競技団体の種目中心的、経験主義的方針の反省が促され、広い視野に立てた</li> <li>従来大会運営型であった競技経験者も、この制度に注目はじめ指導型、普及型への転換が促され、初心者指導者との連続性が実現した。（健康・体力づくり一種目別への転換など）</li> </ol> <p>市の制度の課題</p> <p>指導料の格差・企業サイドと比較して（人口105千人）</p>	<p>市の制度の利点</p> <p>地域のリーダーを広く分配（リーグ一會を結成し、組織として活動するようになって、市民の健康への関心が高まり、多種目型のスポーツグループが育ってきた。（冬はスキー、夏は水泳、登山等）</p> <p>市の制度の課題</p> <p>本来、地域スポーツ指導者は、地域から主体的に自主的に誕生し、組織化されることが望ましいが、現行制度では、行政が指導して、運営しているので、上意下達の色彩が強くみられる。（人口128千人）</p>

## 附表一各市の概況

### 1. 指導者養成制度の発足のねらい

- (1)市民の多様なスポーツ要求に応じて指導者を計画的に供給する
- (2)「日常的な健康体力づくり」の指導者を養成する

### 2. 発足の時期及びカリキュラム等

区分	発足の時期	履習時間	日体協有資格者の受講免除規定
F 市	54年	40時間	あり } 但し「地域性」の講義は
Y 市	60年	124〃	あり } 受講させる
K 市	58年	108〃	なし
N 市	54年	20〃	なし
(年度によって内容・時間が異なる)			

### 3. 登録資格

市と市体協が（N市の場合は市教委のみ）共催の講習会受講者で登録を希望する者。

### 4. 謝金及び派遣回数の制限

- F市 1回4,000円（リーダーバンクから2,000円、受講団体から2,000円）・1団体5回まで
- Y市 規定していない（リーダーバンクは紹介するだけ）・規定していない
- K市 1回につき水泳グループ1,500円、その他の団体1,300円・1団体10回まで
- N市 規定していない（社会体育課は紹介するだけ）・規定していない

### 5. リーダーバンク運営予算等（61年度）

区分	運営予算	指導者養成費	登録者数	活用状況
F 市	4,634千円		534人	延べ1,155回派遣
Y 市	4,095〃	4,095千円	791人	統計資料なし
K 市		820〃	56人	多種目型団体は対応できているが水泳系には 応じきれない
N 市	1,050〃	300〃	70人	地域行事に積極的に活用

### 6. リーダーバンク運営システム

- F市～体協に運営委員会設置（専門部会～審査、研修、広報）
- Y市～スポーツ振興事業団にリーダーバンク設置
- K市～体協に運営委員会設置
- N市～市教委社会体育課で指導者を紹介

## 7. 日体協の養成制度に対する行政担当者の意見

日体協指導者は種目中心的、競技志向型であり、地域との関連性も乏しいが、行政の手の及びにくいこの面での指導者もまた必要である。

## 8. 文部省認定制度に対する行政担当者の意見

- (1) 受講すべき時間数及び期間等から参加に制約がある。
  - (2) 地域スポーツのボランティア指導者をランク付けすることは問題がある
  - (3) 地域では健康体力づくり指導者が必要なので、この制度はなじまない
  - (4) 地元で養成した指導者の公認指導者への移行措置を検討すべきである
- 「地域スポーツ指導者」に関してはあまり歓迎されていない。



